



DISCLOSURE **2013**

S B I I n s u r a n c e C o . , L t d .

SBI損害保険の現状

SBI損保

ごあいさつ

おかげさまで、弊社は平成20年1月の営業開始から5年と6ヶ月が経過し、今日まで大幅な業務拡大と飛躍的な企業成長を遂げてまいりました。これもひとえに皆様のご支援の賜と、弊社役職員を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

当期におけるわが国の経済は、中盤から後半にかけて新興国を主体とした海外経済の減速やエコカー補助金の終了などの影響による失速感が漂う状況にありましたが、昨年末の政権交代を機に金融緩和を主体とした円安・デフレ脱却に向けた大規模な景気対策(所謂アベノミクス)が打ち出され、年始より円安・株高が急速に進行したこともあり、景気動向指数のCI先行指数も大幅に上昇、消費者マインドも大きく改善し、景況感に明るさが見えてまいりました。当社の属する損害保険業界も、ここ数年巨大災害やリーマンショック以降の株式市況低迷の影響などにより厳しい状況に置かれておりましたが、株式市場の回復により、この期末は評価益を計上するなど多くの損害保険会社が好決算となりました。しかしながら、好決算とはうらはらに本業である保険事業においては主力である自動車保険分野においても、近年ドライバーの高齢化等々といった情勢を背景に依然として損害率が高水準で推移しており、ノンフリート等級交換制度において事故あり係数が導入されるなど損害率の改善に向けた業界横断的な取組みが実施されてはいるものの、依然として消費税の引上げによる保険金支払の負担増なども懸念されており、引き続き損害保険業界全体としては予断を許さない経営環境が続いている。

以上のような経営環境の下、開業後5年と6ヶ月が経過した当社におきましては、当期を「第2成長ステージ」への転換期と捉え、全役職員が一丸となって智恵と工夫を結集するとともに不断の努力を投入する覚悟を持ち、当社のビジネスモデルを一段進化したものへと導き、より高い「顧客の信頼」を獲得することを経営方針の基本感として各々の部門で業務に邁進してきました。その結果、多くのお客様にご支持いただき、当期末の契約者数は50万人を超える水準となり、国内の損害保険会社として社会的責任の一役を担う規模に成長致しました。

今後は開業後5年経過した損害保険会社として、高まる顧客ニーズや社会的責任に応えるべく、社内態勢の更なる強化に第一義的に取り組み、業務品質・サービスの向上に努めるとともに、保険事業者として早期に採算ラインへ到達することを念頭に「収益力の強化」に根ざした施策を各部門で積極的に推進し、安定した収益を生み出す事業基盤の構築を目指してまいります。

今後とも一層のご愛顧またご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

SBI損保
SBI損害保険株式会社
代表取締役社長

城戸博程

目次

ごあいさつ

1

I 保険会社の概要および組織

1 代表的な経営指標等	3
2 経営理念	4
3 会社の沿革	4
4 組織	5
5 株主・株式の状況	6
6 役員および従業員の状況	7
7 社会公共活動	7

IV 保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況	32
2 直近の5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	33
3 直近の事業年度における 業務の状況を示す指標等	33
1. 主要な業務の状況を示す指標等	33
2. 保険契約に関する指標等	37
3. 経理に関する指標等	39
4. 資産運用に関する指標等	43
5. 特別勘定に関する指標	46

II 保険会社の主要な業務の内容

1 取扱商品	9
2 各種サービス	11
3 お客さま満足度向上への取り組み	13
4 保険の仕組み一般	17
5 約款	17
6 保険料	18
7 保険金のお支払い	18
8 保険募集	19

V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類等	47
1. 貸借対照表	47
2. 損益計算書	50
3. キャッシュ・フロー計算書	52
4. 損失処理の状況および諸指標	53
5. 株主資本等変動計算書	54
2 リスク管理債権	55
3 債務者区分に基づいて区分された債権	55
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の 充実の状況 (単体ソルベンシーマージン比率)	55
5 時価情報等	56
6 監査法人による監査の状況	58
7 当社及びその子会社等の概況	58

財務諸表の適正性・

内部監査の有効性に関する確認書

損害保険用語の解説

60

III 保険会社の運営

1 コーポレート・ガバナンス態勢	21
2 内部統制システムの構築	22
3 リスク管理の体制	23
4 法令等遵守の体制	25
5 健全な保険数理に基づく責任準備金の 確認についての合理性および妥当性 (第三分野に係るものに限る)	26
6 社外・社内の監査・検査体制	26
7 CSR(企業の社会的責任)	26
8 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)	26
9 反社会的勢力に対する基本方針	30
10 利益相反管理方針の概要	30

I 保険会社の概況および組織

1 代表的な経営指標等

項目	平成23年度	平成24年度	指標の解説
元受正味保険料	14,288百万円	19,534百万円	ご契約者からお預かりした保険料から諸返戻金を控除した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。
正味収入保険料	13,933百万円	19,136百万円	ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。 正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-出再正味保険料
正味損害率	48.3%	69.8%	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味損害率(%)=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料×100
正味事業費率	44.0%	33.4%	正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味事業費率(%)=(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料×100
保険引受損失	8,245百万円	5,719百万円	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、保険金・損害調査費等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額等)を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。 保険引受利益(損失)=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支
経常損失	5,315百万円	7,543百万円	正味収入保険料、利息及び配当金收入、有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費等の「経常費用」を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純損失	5,449百万円	7,554百万円	経常利益(経常損失)に特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額等を加減したもので、保険会社の最終的な利益(損失)を示すものです。
単体ソルベンシー・マージン比率	580.5%	342.5%	保険会社における保険金の支払余力を示します。保険会社は、保険契約上の責任を果たすための引当として責任準備金を積み立てていますが、予想を超えた保険事故のリスクや、資産運用をめぐるリスクなどが発生した場合に、自己資本や準備金を取崩して対応する必要があります。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期は正措置がとられます。
総資産額	27,347百万円	31,905百万円	損害保険会社が保有する現金・有価証券・貸付金等の資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」であり、損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	11,444百万円	10,690百万円	損害保険会社が保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、貸借対照表上の「純資産の部合計」で、損害保険会社の担保力を示します。
その他有価証券評価差額	0百万円	1百万円	「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」等により、有価証券等を売買目的、満期保有目的、子会社株式および関連会社株式、責任準備金対応債券、その他有価証券に保有目的で分類します。その他有価証券評価差額金は、その他有価証券の時価と取得原価の差額(いわゆる含み損益)から法人税等相当額を控除したものです。
リスク管理債権	該当なし	該当なし	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分類されています。
資産の自己査定結果における分類額計	-百万円	-百万円	保有資産を価値の毀損の危険性等に応じて、自己で分類区分をします。債務者の状況及び債権の回収可能性の評価に応じてI、II、III、IVの4つに分類し、このうち、何らかの回収の危険性又は価値の毀損の可能性があるII、III、IV分類の合計額です。

2 経営理念

私たちSBI損保は、「より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために」をミッションに、インターネットを最大限活用し、お客さまによりわかりやすく、身近で、より利便性の高い損害保険サービスを提供すべく、従来の概念にとらわれることなく先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求してまいります。

ミッション

より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために

ビジョン

私たちSBI損保は、インターネットの普及や携帯電話の発達がもたらす新しいライフスタイルの中で、従来の概念にとらわれることなく、わかりやすく、利便性の高い先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求してまいります。

4つの基本指針

SBI損保は、インターネットの利便性を最大限活用し、お客さまにとって最適なサービスを提供するために以下の4つの指針を実現してまいります。

合理的な保険料と最適な商品の提供

徹底した業務の効率化により、お客さまの求める保険商品をリーズナブルな保険料で。

SBI損保は、たゆまぬ経営努力により、お客さま一人ひとりのニーズに合った保険サービスを実現いたします。

簡潔でわかりやすいサービスの実現

複雑な保険サービスをわかりやすく、申込やお手続きを簡単・便利に。

SBI損保は、お客さまの視点に立ち、簡単でわかりやすいサービスを実現してまいります。

常にお客さまにとって身近な保険会社であること

いつでも、どこでも安心してご利用いただける保険会社。SBI損保は、全国対応のサービスネットワークとインターネットを通じた万全のサポート体制を実現し、お客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。

保険業界のイノベーターであり続けること

利便性の高い先進的な保険サービスの追求と新たな事業への継続的な取り組み。

SBI損保は、常に自己進化を怠らず、新たな保険サービスの創造に挑戦し続けてまいります。

私たちSBI損保は、急速に進化する情報化社会において、ライフスタイルの変化、お客さまニーズの多様化などにお応えすべく、常にお客さまの立場に立った「顧客中心主義」を貫くことで、損害保険事業を通じた社会貢献を実現していきたいと考えております。

3 会社の沿革

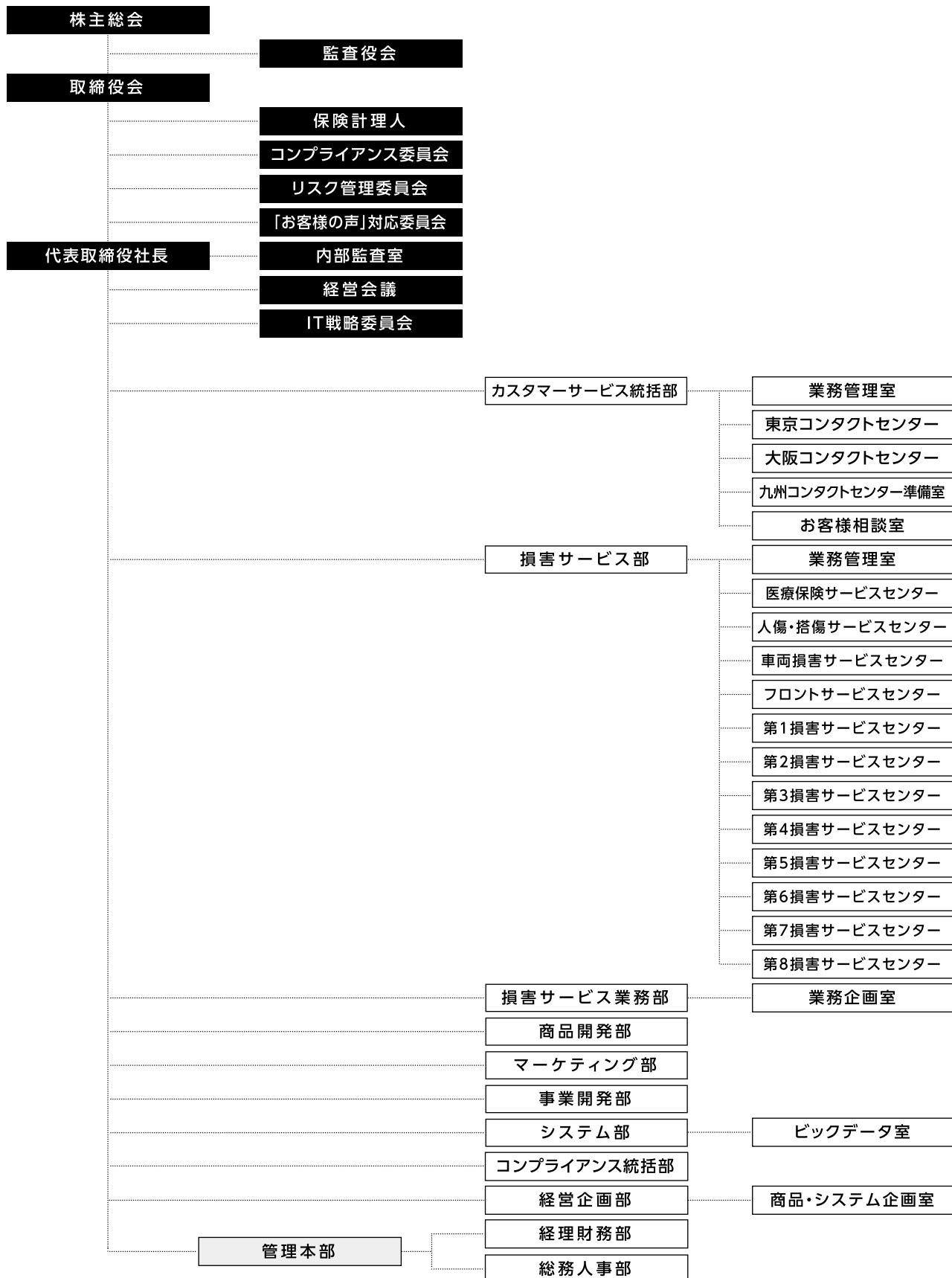
2006年 6月	SBIホールディングス株式会社とあいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)の共同出資によりSBI損保設立準備株式会社設立
2007年 2月	ソフトバンク株式会社が新たに出資
2007年12月	損害保険業の免許を取得 商号をSBI損害保険株式会社に変更
2008年 1月	営業を開始
2008年10月	位置情報通知サービス「SBI損保GPSナビ」を開始
2009年 7月	「SBI損保Webチャットサービス」を開始
2010年 9月	モバイルサイトでのお見積り及びお申し込みの受付を開始
2011年 4月	損害サービス体制を強化(3サービスセンターから5サービスセンターへ)
2011年 7月	エイチ・エス損害保険株式会社の「海外旅行保険」及び 日本震災パートナーズ株式会社(現SBI少額短期保険株式会社)の「地震補償保険」の取扱いを開始
2011年10月	東京コンタクトセンターを設立
2012年 8月	「がん治療費用保険」の販売を開始
2012年 8月	セゾン自動車火災保険株式会社の「組立式火災保険」の取扱いを開始

I 会社の概況および組織

4 組織

1. 本社機構

(2013年7月1日現在)



2. 店舗所在地

① 本社

〒106-6018
東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー 18F
電話番号 03-6229-0060 (代表)

③ カスタマーサービス統括部

東京コンタクトセンター
〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル4F
電話番号 0800-8888-581(フリーコール)

大阪コンタクトセンター
〒531-6130
大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビルタワーウエスト30階
電話番号 0800-8888-581(フリーコール)

② 損害サービス部

〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル5F・7F・10F
電話番号 03-6861-3030 (代表)

④ 全国サービスネットワーク

(2013年3月末現在)

損害調査ネットワーク	: 全国約190ヵ所
SBI損保安心工場ネットワーク	: 全国約1,250ヵ所
SBI損保安心ロードサービス拠点	: 全国約9,640ヵ所

5 株主・株式の状況

1. 基本事項

株主総会開催時期	: 每年4月1日から4ヶ月以内
決算期日	: 毎年3月31日
公告方法	: 電子公告 (※) (※)公告掲載URL (http://www.sbisisonpo.co.jp/koukoku/index.html)

2. 株式分布状況および株主

(2013年7月1日現在)
発行済株式総数に対する
持株数の割合

株主名称	本社住所	持株数	持株数の割合
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,583,466株	80.22%
株式会社ウェブクルー	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番5号	540,000株	16.77%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	94,070株	2.92%
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	3,000株	0.09%

3. 資本金の推移および最近の新株の発行

(2013年7月1日現在)

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増資額	資本金の額	資本準備金の額
2006年 6月1日	2,000株	2,000株	—	100百万円	0百万円
2007年 2月28日	58,000株	60,000株	2,900百万円	1,550百万円	1,450百万円
2009年 9月17日	79,160株	139,160株	3,000百万円	3,050百万円	2,950百万円
2010年 5月26日	142,483株	281,643株	5,000百万円	5,550百万円	5,450百万円
2011年 8月30日	35,540株	317,183株	1,000百万円	6,050百万円	5,950百万円
2011年 9月29日	19,303株	336,486株	500百万円	6,300百万円	6,200百万円
2011年 10月28日	12,595株	349,081株	300百万円	6,450百万円	6,350百万円
2011年 11月30日	13,131株	362,212株	300百万円	6,600百万円	6,500百万円
2011年 12月28日	36,280株	398,492株	800百万円	7,000百万円	6,900百万円
2012年 1月31日	23,498株	421,990株	500百万円	7,250百万円	7,150百万円
2012年 2月29日	39,632株	461,622株	800百万円	7,650百万円	7,550百万円
2012年 3月30日	206,537株	668,159株	4,000百万円	9,650百万円	9,550百万円
2012年 6月19日	52,377株	720,536株	800百万円	10,050百万円	9,950百万円
2012年 9月28日	2,000,000株	2,720,536株	6,000百万円	13,050百万円	12,950百万円
2013年 5月31日	500,000株	3,220,536株	1,500百万円	13,800百万円	13,700百万円

I 保険会社の概況および組織

6 役員および従業員の状況

1. 役員の状況

役職名	氏名	担当業務および兼職の状況	(2013年6月26日現在)
代表取締役社長	城戸 博雅	(SBIホールディングス株式会社 取締役)	
取締役	山崎 昇一	管理本部、コンプライアンス統括部	
取締役	藤岡 和之輔	マーケティング部、システム部	
取締役	多田 健太郎	(SBI少短保険ホールディングス株式会社 代表取締役社長) (いきいき世代株式会社 取締役)	
取締役(社外)	朝倉 智也	(SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員常務) (モーニングスター株式会社 代表取締役社長) (モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役) (SBI少短保険ホールディングス株式会社 取締役) (いきいき世代株式会社 取締役) (SBIサーチナ株式会社 代表取締役社長) (SBIアセットマネジメント株式会社 取締役) (上海新証財経情報有限公司 取締役) (イー・アドバイザー株式会社 代表取締役) (SBIファイナンシャルサービス株式会社 取締役)	
取締役	川嶋 恒彦	事業開発部	
取締役	遠藤 拓	経営企画部、商品開発部	
取締役	辻中 誠	カスタマーサービス統括部	
取締役	大澤 祐一	損害サービス部	
常勤監査役(社外)	早川 久	(SBIホールディングス株式会社 社外監査役) (SBIキャピタルマネジメント株式会社 社外監査役)	
監査役(社外)	小野 忠人	(SBIホールディングス株式会社 金融コングロマリット室長 兼 同室リスク管理統括課長 兼 同室コンプライアンス統括課長) (SBIマーケティング株式会社 取締役執行役員経営管理部長 兼 営業本部ビッグデータ室副室長) (SBIアラブロモ 取締役 経営管理部長 兼 コンプライアンス室長) (SBLミット株式会社 監査役)	
監査役(社外)	増井 一朗	(SBI HIKARI P.E.株式会社 監査役) (SBIトランクサイエンスソリューションズ株式会社 監査役) (SBIファーマ株式会社 取締役)	

2. 従業員の状況

(2013年3月31日現在)

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
従業員数	409名	416名	7名	35.6歳	1.6年	3,580千円

7 社会公共活動

弊社は当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)の一員として、次のとおり損保業界として「社会の安全・安心への貢献事業」に参画し、損保業界としても社会貢献活動に取り組んでいます。主な取組みは以下のとおりです。

1. 環境問題への取組み

① リサイクル部品活用の推進

自動車の利用者に、自動車を修理する際に部品を交換するのではなく、できるだけ補修をすることで廃棄される部品を減らすことや、交換が必要な場合でも、新品ではなく、リサイクル部品を利用することで、廃棄物と同時に製造時に発生するCO₂排出量も減らせることを訴えるため、業界統一ロゴを作成し、チラシや専用ホームページで啓発をしています。

② エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発のため、自動車教習所でのビデオクリップ放映、各種リーフレット・ステッカーの作成・交付を行っています。

③ 環境問題に関する目標

損保業界では、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素の削減および循環型社会形成に向けた廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。

2. 防災・自然災害対策

① 地域の防災力・消防力強化への取組み

● 軽消防自動車の寄贈

小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。

● 防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行い、入選作品である「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作し、全国の消防署をはじめとする公共機関等に寄贈し、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用いただいております。

● ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

各市町村作成のハザードマップを通じて、洪水や地震などの自然災害リスクの周知・理解促進を行い、自然災害に対する備えの重要性を知ってもらう啓発活動を進めています。

② 地域の安全意識の啓発

● 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設等を発見してマップにまとめる実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の普及を通じ、安全教育の促進を図っています。

● 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、遊びながら災害から身を守るポーズが学べるカードゲームを作成・普及し、防災意識の定着を図っています。

3. 交通安全対策

① 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

● 自動車事故防止対策:若年者向け交通マナー教育拡充事業支援、飲酒運転根絶事業支援等

● 自動車事故被害者支援:高次脳機能障害者支援等

● 救急医療体制の整備:救急外傷診療研修補助、ドクターヘリ体制整備補助等

● 自動車事故の医療に関する研究支援

● 適正な保険金支払のための医療研修等

② 交通安全啓発活動

● 交差点事故防止活動

事故の多い交差点(その付近も含む)での事故防止を目的に、47都道府県単位で事故の多い交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全國交通事故多発交差点マップ」を損保協会のウェブサイトで公開しています。

● 自転車事故防止活動

自転車事故の実態ヤルールとマナーを解説し、また、事故に備える保険や自転車事故による高額賠償事例を紹介した冊子「知っていますか?自転車の事故」や「小学生のための自転車安全教室~たのしくまなぶルールやマナー~」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。

● シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーの交通安全啓発の取組みとしてチラシ「シニアドライバーのための交通安全のすすめ」を作成しています。チラシでは、事故が起きやすい場面の例や、交通事故原因を、わかりやすくイラストやグラフで記載しているほか、安全運転力のチェック項目を記載し、「事故防止のためには、自分の運転を客観的に評価し、常に安全運転の基本動作が出来ているか意識することが重要」であることを呼びかけています。

● 飲酒運転防止活動

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、冊子「飲酒運転防止マニュアル」の作成や講習会への講師派遣、イベント等における啓発展示等の活動を行っています。

4. 犯罪防止対策

① 盗難防止の日(10月7日)の取組み

損保協会では、自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、2003年から毎年、全国47都道府県の約60ヶ所の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

② 自動車盗難の防止

損保協会では、「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間事務局として参画し盗難対策に取り組み、また、イモビライザ(自動車盗難防止装置)の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

③ 啓発活動

犯罪や事故について大人と子どもが一緒に考えることで防犯意識を高めることを目的に「子供を犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。また、身近に起こる犯罪対策と防犯活動を取りまとめた「くらしの防犯カルテ」や防犯啓発ビデオも作成しています。

II 保険会社の主要な業務の内容

1 取扱商品

SBI損保の自動車保険（個人総合自動車保険）

1. ネット損保ならではの納得価格

インターネットの利便性を最大限に活用し、業務の効率化とお客さまを直接サポートすることにより削減されたコストを保険料に還元させ、納得の保険料のご提供を実現しています。

2. 合理的な保険料の算出基準

① 「お車の条件」に合わせた保険料設定

車種・型式によって保険料が異なるほか、お車を業務で使用する場合やレジャーで使用する場合など、使用目的によっても保険料が異なります。たとえば、主に土日や祝日にしかお車を使用しない方は、保険料がお安くなります。

② 「お客様の条件」に合わせた保険料設定

運転者の年齢や運転免許証の色、範囲によって保険料が異なるほか、ノンフリート等級や同居の子供の年齢条件に関する特約の付帯の有無によっても保険料が異なります。例えば、ゴールド免許をお持ちの方や運転者を「ご本人」に限定される場合などは、保険料がお安くなります。

3. 各種割引

① インターネットのお手続きによる割引

インターネットを通じてご契約をお申し込みいただくと保険料を5,500円割り引きります。

さらに、保険証券の発行を不要とされた場合は保険料を500円割り引きますので、保険料が最大6,000円割り引きになります。

② 「車両の条件」による割引

ご契約のお車が新車（保険始期日時点で初度登録から25か月以内）である場合に保険料を割り引きます。

（一部、割引の対象にならないお車があります。）

4. 万一に備える充実した補償

お客さま一人ひとりのニーズに答えるため、個々の補償種類について付帯の有無や金額の設定を自由に組み合わせてご契約いただけます。（※）対人賠償保険、無保険車傷害保険、自損事故保険は自動付帯のため、除きます。

① 相手の方への補償

● 対人賠償保険

ご契約のお車による自動車事故により、他人（歩行者、相手の車の搭乗者の方）を死傷させてしまい法律上の損害賠償責任を負担する場合、自賠責保険の保険金額を超える部分の保険金をお支払いします。

● 対物賠償保険

ご契約のお車の事故による自動車事故により、相手の車や自転車、ガードレールや街灯など他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

② ご自身・搭乗者の方への補償

● 人身傷害補償保険

ご契約のお車の事故により、乗車中の方が亡くなられた場合やケガをされた場合に治療費や休業・逸失利益などを補償いたします。

また、記名被保険者やそのご家族の方が歩行中に自動車事故に遭われた場合も補償の対象となります。

● 無保険車傷害保険

保険をつけていない車や補償内容が不十分な車との事故により、死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

● 自損事故保険

運転ミス等による単独事故でご契約のお車に乗車中の方が死傷し、自賠責保険および人身傷害補償保険による補償が受けられない場合に保険金をお支払いします。

● 搭乗者傷害保険

ご契約のお車に乗車中の方が死傷された場合、死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金などをお支払いします。

③ ご契約のお車の補償

● 車両保険

ご契約のお車が、他の自動車との衝突・接触・火災などで損傷したり、盗難などに遭ったりした場合に保険金をお支払いする保険です。車両保険の種類は、補償範囲が広い「一般車両」と、補償範囲が一部限定された「車対車+限定A」をご用意しております。

SBI損保のがん保険(自由診療タイプ)がん治療費用保険

1. ネットを活用した割安な保険料

インターネットを活用し業務を徹底的に効率化。削減したコストを保険料に還元しました。

例えば、男性30歳なら、保険料は月々たったの970円。(がん診断保険金額100万円、保険期間5年、2013年3月始期)

2. 実際かかった治療費を実額補償

入院日数や通院日数に対して一定の保険金を支払うのではなく、実際にがん治療にかかった費用を、かかった分だけお支払いします。そのため、がんの入院治療費を実質自己負担0円にできます。(※1)

さらに、がんと診断されたときには一時金として100万円お支払いします。

3. 先進医療だけでなく自由診療も補償

治療費の全額自己負担になってしまう先進医療や、先進医療にも当てはまらない最新の治療方法である自由診療についても実額で補償します。(※2)

4. 通院治療費は最大1,000万円まで補償(※3)

抗がん剤治療による通院や退院後の補助療法、セカンドオピニオン外来まで補償します。しかも通院日数に制限はありませんので、安心してがん治療を続けることができます。

※1 公的医療保険制度にて保障されるべき金額(公的保険診療で可能な診療を自由診療にて行った場合の公的保険診療相当分、高額療養費相当額)をお支払いの対象となりません。治療費等の実額を支払う他の保険契約がある場合は、他の保険契約を含めた治療費の実額が保険金の限度となります。

※2 SBI損保の支払基準を満たす診療に限ります。

※3 保険期間(5年)ごとに1,000万円まで補償となります。

商品の開発と主な改定

	個人総合自動車保険	がん治療費用保険
2008年1月	販売開始	
2010年4月*	保険法施行に伴う各種改定	
2011年4月*	年齢条件区分の変更、 主な運転者の年齢別料率の導入	
2012年1月*	後遺障害等級の変更	
2012年8月		販売開始
2013年4月*	ノンフリート等級制度(事故有係数の導入、 等級すえおき事故の改廃等)の変更 「自転車事故補償特約」新規販売	

(※)保険始期年月であり、募集開始年月とは異なります。

II 保険会社の主要な業務の内容

2 各種サービス

安心のサービスをご提供いたします

突然やってくる事故や病気からお客さまをしっかりとサポートし、安心していただけるよういろいろなサービスをご提供いたします。

【SBI損保の自動車保険】(個人総合自動車保険)

1. 24時間365日事故受付

24時間365日年中無休で事故受付をいたします。事故受付センターには携帯電話からでもつながりますので、まずはご連絡ください。また、弊社Webサイトのお客さま専用のマイページからオンライン事故報告を行うことも可能です。

■ SBI損保安心ホットライン

24時間365日受付 携帯電話・PHSからもご利用になれます。



フリーコール **0800-2222-581**

IP電話などで上記フリーコールがつながらない場合は
050-3786-0581 (有料)へおかけください。

2. SBI損保安心ロードサービス

SBI損保安心ロードサービスはご契約いただいているすべてのお車について無料でご利用いただけるサービスです。事故や故障により動けなくなったお車をレッカーで移動したり緊急な修理が必要となった時など、全国約9,640箇所(2013年3月末現在)のロードサービス拠点からお客さまのもとに駆け付けます。SBI損保安心ロードサービスは迅速かつ万全の体制でお客さまをサポートします。

また、2011年4月以降始期となるご契約のお車に対して、事故・故障で現地復旧できない場合に宿泊費用や現場からのご帰宅費用などを支払いするサポートサービスをご提供しております。

■ SBI損保安心ホットライン

24時間365日受付 携帯電話・PHSからもご利用になれます。



フリーコール **0800-2222-581**

IP電話などで上記フリーコールがつながらない場合は
050-3786-0581 (有料)へおかけください。

■ SBI損保GPSナビ (位置情報通知)

SBI損保安心ロードサービスをご利用いただく際、携帯電話のGPS機能を利用してより正確に現在地をご連絡いただけます(GPS機能が搭載されていない携帯電話でも、基地局の位置情報をご利用いただき現在地をご連絡いただけます)。このサービスをご利用いただくことで見知らぬ場所でも安心してSBI損保安心ロードサービスをご利用いただけます。

3. SBI損保安心工場(指定修理工場)のご紹介

全国約1,250箇所(2013年3月末現在)のSBI損保安心工場ネットワークが万全の体制でお客さまの大切なお車のサポートを行います。事故によりお車の修理が必要な場合には、もよりのSBI損保安心工場をご紹介させていただきます。SBI損保安心工場ではお客さまにご満足いただけるようお引取り・納車の無料サービス、修理期間中の代車無料提供サービス、修理保証サービスといった様々なサービスをご用意しております。

4. 安心の事故対応サービス

① 専任スタッフによる示談交渉サービス

対人・対物の賠償事故が発生した場合、人身事故・物損事故それぞれにプロの専任スタッフがチームで連携して対応します。SBI損保がお客さまに代わって示談交渉を行いますのでご安心ください。

② お客さま訪問サービス

死亡事故や入院事故など、突然の交通事故で不安になられているとき、平日、休日を問わずスタッフがお客さまや被害者のもとにうかがい、必要な対応や書類について丁寧に説明させていただきます。

③ 被害事故相談サービス

お客さまが被害にあられた事故に関する相談についても専任スタッフが親身に細やかなアドバイスをさせていただきます。

5. 迅速なお支払いのためのサービス

① 保険金請求書類省略サービス

車両事故・対物賠償事故に関しては、原則としてお電話により保険金請求の意思を確認させていただき保険金をお支払いします。

② 交通事故証明書取付代行サービス

交通事故証明書の取付が必要な場合には、弊社で取り付けいたします。

③ 示談書省略サービス

対物賠償事故で、お客さま・相手の方双方が希望された場合、電話による確認をもって示談書を省略して保険金をお支払いします。

④ 診断書省略サービス

搭乗者傷害保険や自損事故保険で、ご請求金額が10万円以下の場合、診断書の取り付けを省略し、通院日などの申告で保険金をお支払いします。

【SBI損保のがん保険】(がん治療費用保険)

1. がん診断のご連絡受付

万が一、がんの疑いがある場合やがんと診断された時は、SBI損保メディカルセンターへご連絡ください。SBI損保メディカルセンターには携帯電話からでもつながります。

■ SBI損保メディカルセンター(フリーコール)

平日9:00～17:30受付(土日祝日・12/31～1/3を除く)
携帯電話・PHSからもご利用になれます。



フリーコール **0800-8880-773**

IP電話などで上記フリーコールがつながらない場合は

050-3786-0773 (有料)へおかけください。

2. 医療相談サービス

医療相談サービスは、ご契約いただいた方にがんの疑いが発生したり、がんと診断された際にご利用いただけるサービスです。専門医のバックアップのもと看護師等の専門スタッフが以下の対応をいたします。

- がんに関する検査や治療法などの情報についてのご相談
- 全国の医療機関および専門医情報のご提供
- がんにまつわる専門相談窓口のご案内
- 療養の仕方や主治医への相談の仕方のアドバイス
- 三者間通話によるがん治療についての専門医との電話医療相談サービス

■ SBI損保メディカルセンター(フリーコール)

平日9:00～17:30受付(土日祝日・12/31～1/3を除く)
携帯電話・PHSからもご利用になれます。



フリーコール **0800-8880-773**

IP電話などで上記フリーコールがつながらない場合は

050-3786-0773 (有料)へおかけください。

II 保険会社の主要な業務の内容

3 お客さま満足度向上への取り組み

弊社は、お客さまからいただいた声を真摯に受け止め、常にお客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。弊社では、お客さまの声に対して、お客さまの立場に立ち、誠意をもって適切かつ迅速な対応に努めます。また、お客さまからいただく声は有益な経営資源として内容の分析を行い、再発防止、商品改良・開発、接遇改善など業務改善につなげ、お客さまの利便性向上、消費者保護に努めます。

1. お客さまの声をお聞きする窓口

【自動車保険】

- ご契約に関するご質問・ご連絡などは、
SBI損保サポートデスクにてうけたまわります。

 フリーコール **0800-8888-581**
(新規のご契約)
 フリーコール **0800-8888-831**
(異動・解約など変更手続)
 フリーコール **0800-8888-832**
(継続に関するお手続)
 フリーコール **0800-8888-834**
(お見積り・お申込操作について)

【受付時間】9:00～18:00(12/31～1/3を除きます。)

IP電話などで左記フリーコールがつながらない場合は
050-3786-8310 (有料)へおかけください。

- 事故のご連絡または
「SBI損保安心ロードサービス」の受付は、
SBI損保安心ホットラインにてうけたまわります。

 フリーコール **0800-2222-581**

【受付時間】24時間 365日

(*) 「SBI損保安心ロードサービス」は、弊社の提携会社である
タイムズレスキー(株)がご提供します。

IP電話などで左記フリーコールがつながらない場合は
050-3786-0581 (有料)へおかけください。

【がん保険】

- ご契約に関するご質問・ご連絡などは、
SBI損保サポートデスクにてうけたまわります。

 フリーコール **0800-8880-105**
(新規のご契約)
 フリーコール **0800-8880-181**
(異動・解約等変更手続)

【受付時間】9:00～17:30
(土日祝日・12/31～1/3を除きます)

IP電話などで左記フリーコールがつながらない場合は
050-3786-0577 (有料)へおかけください。

- 医療相談サービスのご利用・がんの疑いやがんの
診断確定を受けた時の連絡などは、
SBI損保メディカルセンターにてうけたまわります。

 フリーコール **0800-8880-773**
(医療相談サービスのご利用)
 フリーコール **0800-8880-773**
(がんの疑いやがんの診断確定を受けた時の連絡)

【受付時間】9:00～17:30
(土日祝日・12/31～1/3を除きます)

IP電話などで左記フリーコールがつながらない場合は
050-3786-0773 (有料)へおかけください。

【自動車保険・がん保険共通】

- 弊社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、
SBI損害保険株式会社お客様サポート課にて
うけたまわります。

 フリーコール **0800-8888-836**

【受付時間】9:00～17:00
(土日祝日および12/31～1/3を除きます)

(*) 音声ガイダンスに従い、2をプッシュしてください。

■ さらに弊社では、お客さまからのお問い合わせやご意見をインターネットでもうけたまわります。詳しくは、弊社Webサイト(<http://www.sbisponpo.co.jp/contact/>)をご参照ください。

「手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関」

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が困難な場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

弊社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022-808

IP電話やPHSから 03-4332-5241

(受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時)

▶ 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

「そんぽADRセンター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関」

●「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

▶ 詳しくは、同機構のホームページ(http://www.jibai-adr.or.jp)をご参照ください。

●「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

▶ 詳しくは、同センターのホームページ(http://www.jcstad.or.jp)をご参照ください。

2. お客様の声を大切にさせていただくために

弊社ではインターネットやお電話などからいただいたお客様の声を集約・分析をし、業務の改善に生かしています。

●各部門における取り組み

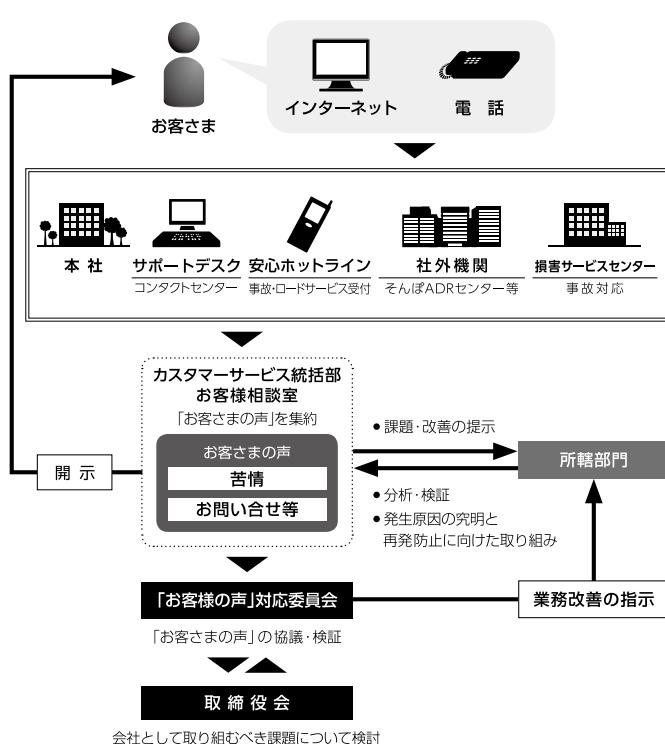
お客様からいただいた苦情だけではなくお問い合わせ等を含めすべてお客様の声として、お客様相談室で集約しております。集約したお客様の声はお客様相談室にて苦情とお問い合わせ等に整理し、お申し出の内容ごとにすべて所轄部門に伝えます。所轄部門では内容について分析・検証を行い、業務の改善に生かしています。また、不適切な対応があった場合は発生原因を究明し、再発防止に向けた改善を迅速に実施いたします。

●「お客様の声」対応委員会

全部門の代表者で構成する「お客様の声」対応委員会を毎月開催し、お客様からいただいた声を全部門で共有化するとともに、各部門での対応、業務改善や再発防止に向けた取り組みが適正なものであるかの協議・検証を行っています。

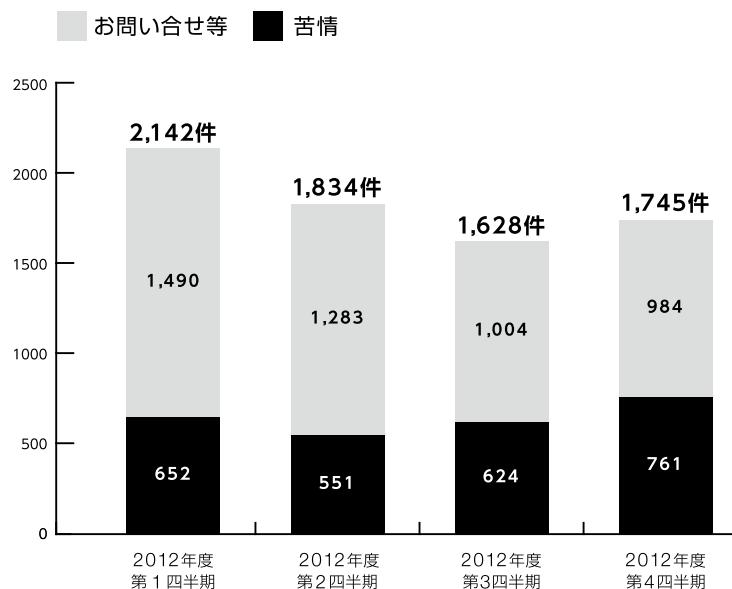
●取締役会

「お客様の声」対応委員会で協議・検証されたお客様の声は毎月開催の取締役会で報告を行い、会社として取り組むべき課題について検討しています。



II 保険会社の主要な業務の内容

3. 2012年度の「お客さまの声」の受付状況



4. 「苦情」の定義

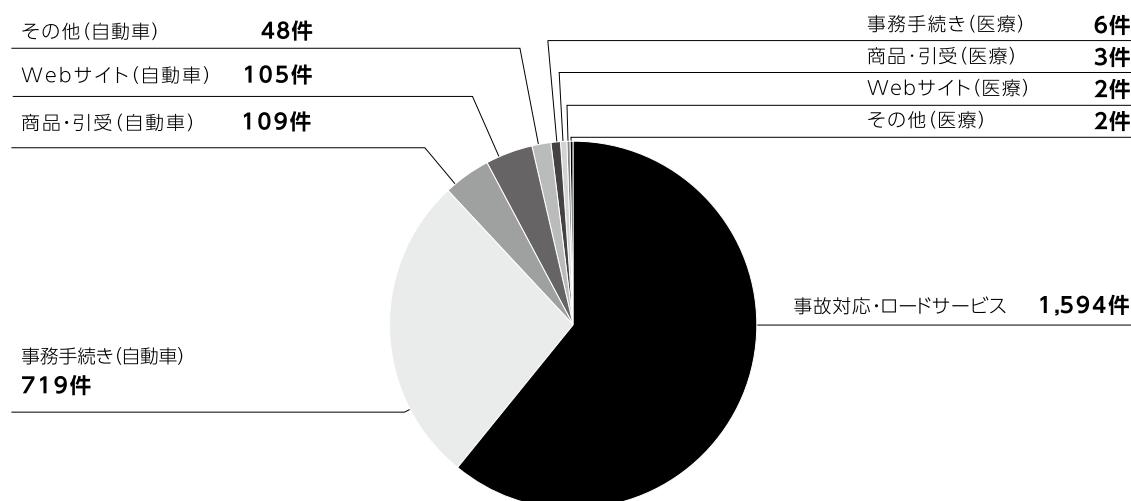
「苦情」とは、手段や媒体を問わず、弊社の受付窓口で受け付けたお客様からの弊社の業務に対する不満足の表明としております。

5. 2012年度の「苦情」の受付状況

弊社で受け付けた2012年度の「苦情」の件数は以下のとおりです。

事故対応・ ロードサービス	事務手続き(自動車)	商品・引受(自動車)	Webサイト(自動車)	その他(自動車)	合計
1,594件	719件	109件	105件	48件	
事務手続き(医療)	商品・引受(医療)	Webサイト(医療)	その他(医療)		2,588件
6件	3件	2件	2件		

6. 苦情の内訳



7. お客さまの満足度向上に向けた取り組み

■お客さまの声を生かした取り組みのご紹介

お客さまからいただいた「声」を生かし、業務の改善に取り組んだ事例の一部をご紹介させていただきます。

詳細は弊社ホームページ(<http://www.sbisisonpo.co.jp/company/voice/2012/paperwork.html>)をご覧ください。

Webサイト

お客さまの声	弊社の対応
マイページより継続手続きをしようとしたら誤って契約内容の変更を行ってしまった。マイページの表示方法がわかりにくいのではないか。	継続対象のお客さまが誤って契約内容の変更を行ってしまい、継続のお申し込みが出来ないとのお申し出が多数寄せられました。そのため、お客さまのステータスによってマイペジログイン後に表示される画面を変更いたしました。 例:見積のみのお客さまには見積情報のみ表示、ご契約のお客さまの場合は契約内容を表示、継続対象のお見積りがあるお客さまには継続見積画面を表示するなど、マイページのレイアウト変更や注記の修正を行いました。
車両検索画面の型式や仕様形状欄の入力方法がわかりづらい。	型式入力の注記を修正いたしました。 また、ご契約いただくお車の仕様形状が検索結果に中にはない場合や不明な場合は、車名と型式が合ったものの中から「仕様形状」がブランク(空欄)のものをご選択いただくよう注記をご用意していたのですが、その注記の位置を変更することにより、お客さまがお気づきになりやすいように修正いたしました。
車台番号の入力方法がわかりづらい。	車台番号を入力する際の設問を質問形式に変更いたしました。
お見積り結果画面にある「お申し込み」ボタンを押しても次に進めない。	お見積り結果画面にある「お申し込み」ボタンの色がボタンをチョイスを選択した場合としている場合で同じなので押せる勘違いされるお客さまの声がありました。 そのため、プランが選択されていない場合は申込ボタン・再計算ボタンを非活性にいたしました。
住所入力画面がわかりにくい。	住所入力画面の「カナ」の部分に、番地以降の住所を入力されているケースが見られました。そのため、漢字入力をしていくと、自動でカナ入力を補完させるよう修正いたしました。

商品・引受

お客さまの声	弊社の対応
もっと色々な保険商品の取扱をしてほしい。	2012年8月1日より、「SBI損保のがん保険(自由診療タイプ)」(正式名称:がん治療費用保険)の販売を開始いたしました。「SBI損保のがん保険(自由診療タイプ)」は、公的医療保険制度の給付対象とならない新たな治療法が隨時確立する“今のがん治療”にあわせて、誰もが費用を心配することなく希望する最善の治療を選択し、安心して治療に専念していただくことをコンセプトに開発した商品となります。
電気自動車の場合に見積画面で排気量チェックの入力ができずに困った。コンタクトセンターにて対応してもらったがWebサイトから手続きできるようにしてほしい。	お客さまには大変ご不便をおかけいたしておりましたが、5月16日より、これまでWebサイトからお引受をできなかった電気自動車のお引受が可能となりました。

II 保険会社の主要な業務の内容

4 保険の仕組み一般

1. 損害保険制度

損害保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、多数の人々が統計に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができるしくみです。

このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活の安定を支える社会的機能があります。

2. 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有しています。

3. 再保険

多額の保険金支払があっても経営が不安定になることがないようにするため、保険会社は保険金支払責任の一部を国内外のほかの保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の分散を行っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を引き受けてもらうことを「出再」、引き受けけることを「受再」といいます。

5 約款

1. 保険約款の位置づけ

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。

保険約款は基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々のご契約ごとの内容を補完する特約から構成されています。

保険約款には、弊社とお客さまとの権利・義務に関する以下の内容が具体的に記載されています。

1. 保険金をお支払いする場合
2. 保険金をお支払いできない場合
3. 事故が起こった場合に行っていただく事項
4. ご契約時に告知いただく事項およびご契約後に通知いただく事項
5. ご契約が無効、取消し、解除となる場合

2. ご契約時の留意事項

保険のご契約に際しては普通保険約款および特約の内容ならびにお申込内容を十分ご確認の上、ご契約いただくことが必要です。もし、お申込内容のうち告知事項が事実と相違していた場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

3. 保険約款に関する情報提供方法

ご契約にあたって、十分にご理解いただく必要のある内容については、「契約概要」(特にご確認・ご注意いただきたいこと)、「注意喚起情報」(お客さまにとって不利益になること)を説明した「重要事項説明書」を作成し、保険に関する重要な事項についてご案内しています。

また、弊社Webサイトにて約款(普通保険約款および特約)を公開しており、申込み前・ご契約後いつでもご覧いただくことができます。

6 保険料

1. 保険料の収受・返還

保険料(分割払の場合は初回保険料)は、ご契約と同時または定められた期日までにお支払いいただく必要があります。保険をお申込みいただき、保険期間が始まった後でも、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、原則的に保険金のお支払いはできません。また、分割払のご契約においては、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険期間中に保険契約の内容の変更が生じた時は、追加保険料の請求や保険料の返還を行なうことがあります。また、保険契約が失效した場合や解除された場合には、保険料を保険約款の規定に従いお返しします。ただし、お返しきれない場合もありますので、保険約款などをご確認ください。

2. 保険料率

お支払いいただく保険料は純保険料(保険金の支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費に充てられる部分)から成り立っています。

純保険料の算出根拠となる純保険料率は、弊社が金融庁から認可取得を行った上で適用しています。

7 保険金のお支払い

自動車事故発生のご連絡やがん診断のご連絡から、保険金のお支払いまで、弊社の専任スタッフが親切・丁寧にお客さまをサポートいたします。

【SBI損保の自動車保険】(個人総合自動車保険)

1. 保険金のお支払いまでの流れ

1 事故受付

事故のご連絡をいただきましたら、速やかに専任スタッフからご連絡をいたします。(※)

少しでも早くご安心いただけるように、解決までの流れをご説明いたします。

(※)休日および時間外の受付につきましては、当日または翌営業日に専任スタッフよりご連絡いたします。

2 事故状況・損害の確認

事故状況の確認とお車などの損害の調査を行います。

3 示談交渉(相手の方がいる場合)

弊社の専任スタッフが、お客さまに代わり相手の方との示談交渉を行います。

示談交渉の内容は、隨時お客さまにフィードバックいたします。

4 保険金のお支払い

弊社では迅速なお支払いのために、保険金請求書類のご提出を省略し(※)、1日でも早い事故解決と保険金のお支払いを進めます。

(※)事故によっては書類が必要となる場合もあります。

2. サービスセンター拠点

東京の損害サービスセンターが全国のお客さまの対応にあたらせていただきます。

II 保険会社の主要な業務の内容

【SBI損保のがん保険】(がん治療費用保険)

1. 保険金のお支払いまでの流れ

1

がん診断のご連絡受付

がんの疑いや、がんと診断されたご連絡をいただきましたら、速やかに専任スタッフからご連絡をいたします。(※)
少しでも早くご安心いただけるように、保険金お支払いまでの流れをご説明いたします。

(※)時間外の受付につきましては、翌営業日に専任スタッフよりご連絡いたします

2

ご請求手続きの案内・ご請求書類の手配

ご請求手続きに必要となる書類やお手続きの詳細についてご案内のうえ、ご請求書類の手配を行います。

3

保険金のお支払い

お客さまに必要な書類をご返送いただき、確認が終わりましたら、保険金のお支払いを進めます。
治療費については、ご請求の都度、必要書類受領や確認が済み次第、がん入院保険金・がん通院保険金を内払とするサービスをおこなっております。

2. サービスセンター拠点

東京の医療保険サービスセンターが全国のお客さまの対応にあたらせていただきます。

8 保険募集

1. 契約締結のしくみ

弊社では、自動車保険においては主としてインターネットを通じて、がん保険においてはインターネット・電話または代理店を通じて、保険の募集等を行っております。いずれにおきましても、ご契約の締結は弊社と直接行うこととなります。

保険期間が1年を超えるご契約については、お申込み後であっても申込日から8日以内であればお申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができる「クーリング・オフ制度」をご利用いただくことができます。

資料請求・お見積りなど

インターネット	•弊社Webサイト •比較サイト •代理店サイト など
電話	•弊社お見積りセンター •代理店 など
対面代理店	

契約締結

弊社Webサイト(インターネット)
SBI損保サポートデスク

2. 契約内容の確認に関する取組みの概要

保険契約のお申込みにあたっては、ご契約いただく上で特にご確認・ご注意いただきたいことがらを記載した「重要事項説明書」および弊社のご契約がお客様の意向に沿った内容になっているかをご確認いただくようになっております。インターネットでお申込みの場合にはお手続きの途中の画面にて、電話または保険契約申込書の郵送にてお申込みの場合には書面等にて、ご確認をお願いしております。

お申込み後は、弊社Webサイトのマイページにてご契約内容のご確認が可能です。また、「保険証券の不発行の合意に関する特約」を付帯していない場合は、保険証券を送付します。

3. 代理店について

① 代理店の役割と業務

代理店は損害保険会社との代理店委託契約に基づいて、保険会社に代わって保険募集を行い、保険契約の締結の代理または媒介を行います。保険契約の勧誘、保険商品の説明、お申込手続きの説明などに加え、お客さまを弊社Webサイトへ誘導させていただくことを主な業務としています。

② 代理店登録

代理店登録を行なうためには、保険業法に基づき財務局への登録が必要です。

また、代理店で保険の募集に従事する者は、損害保険業界共通の「損害保険募集人一般試験」に合格した上で財務局に届出をすることになっています。

③ 代理店教育

弊社では、①商品・販売知識②代理店事務③コンプライアンス④個人情報保護を必須カリキュラムとした研修を実施するなどして、代理店の資質向上を図っています。

4. 弊社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の勧誘方針を次のとおり定め、適切な商品の販売活動に努めてまいります。

勧 誘 方 針

1 保険商品などの販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な販売を心掛けます。

2 お客様の保険商品などに関する知識、加入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。

3 お客様からお預かりした個人情報、その他の情報につきましては、的確な管理を行ってまいります。

4 インターネット上の情報提供、広告またはダイレクトメールなどの募集文書は、お客様にとってわかりやすく、見やすく、そして商品の内容を正しくお伝えできるよう努めてまいります。

5 お電話での対応に関しましては、お客様それぞれの目的・ニーズをお伺いし、適切な保険商品のおすすめができるよう努めてまいります。

6 保険事故が発生した場合の保険金のお支払い手続きに際しましては、迅速かつ的確に処理するよう努めてまいります。

7 お客様からのご照会などにつきましては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては真摯にお聴きし、今後の商品開発・販売方法などの改善に活かしてまいります。

「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)の概要については、

金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyouhin/>) をご覧ください。

III 保険会社の運営

1 コーポレート・ガバナンス態勢

弊社は機動的な意思決定機能および業務遂行や財務の健全性のチェックなど事業運営に対する監督機能を確保するために、下記の態勢を構築しております。

● 取締役会

平成25年6月末日現在、株主総会にて選任された9名の取締役からなる取締役会を設置しております。経営に関する重要事項の意思決定および業務執行の監督を行います。原則月1度の定例取締役会に加え、必要に応じて適時臨時取締役会を開催しております。

● 監査役会

株主総会にて選任された3名の監査役からなる監査役会を設置し定期的に監査役会を開催しており、3名全員が社外監査役となっております。取締役会や各種委員会に出席し適時有益な意見を述べるなど、取締役の業務執行の監査ならびに弊社の業務および財産の状況について独立した見地から監督しております。

● 経営会議

取締役会にて決定された経営の基本方針などに従い、業務執行について協議する経営会議を設置しております。

● コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置しております。コンプライアンスに係る課題について具体的な取組計画を策定、推進し、またリスク管理方針や遵守状況を点検・管理することにより、事業運営の監督機能の強化および経営の健全性の向上を図っております。

詳細は23～25ページをご参照ください。

● 「お客様の声」対応委員会

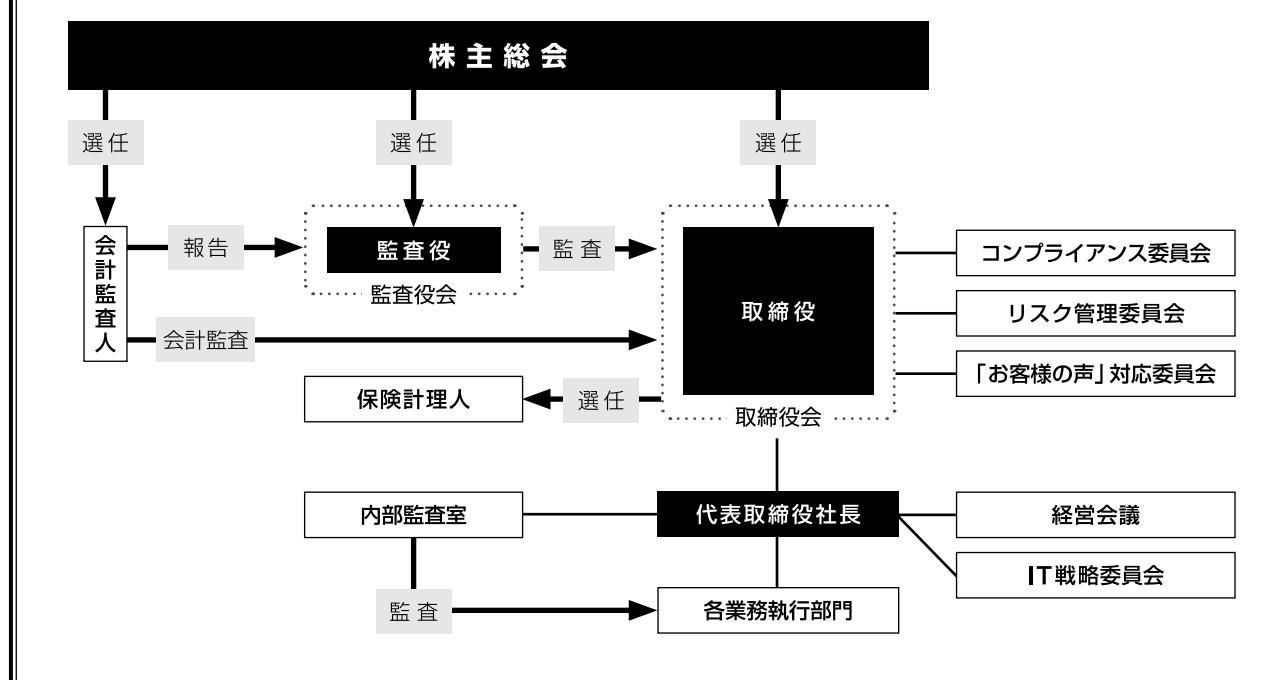
お客様の声を真摯に受けとめ、サービスの向上を図るために毎月「お客様の声」対応委員会を開催しております。苦情やお問い合わせなどお客様の声を綿密に分析し、商品やサービスに反映することにより顧客満足度の向上を図っております。

詳細は13～16ページをご参照ください。

● IT戦略委員会

IT戦略を協議するIT戦略委員会を設置し、IT戦略及び計画の立案、ならびにIT関連の各種案件の検討を経営戦略、業務改善、投資効果およびリスク等の多角的観点から総合的に行っております。

コーポレート・ガバナンス態勢図



2 内部統制システムの構築

弊社では、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の規程に基づき、平成19年6月27日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。当基本方針については下記のとおりであります。

内部統制システムに関する基本方針

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
- (2) 当社の取締役及び使用人は当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
- (2) 文書等は、取締役又は監査役が、常時閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、当社の業務執行及び当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの推進の妨げとなるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役間の権限分掌を適切に定めることによって、効率的な職務の執行を行う体制を構築するものとする。

5 当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社であるSBIホールディングス株式会社の監査役及び内部監査部門の監査を受けるとともに、当社の内部管理統括責任者と親会社のコンプライアンス担当取締役が情報交換をする機会を設けることによって、課題及び問題の把握に努めるものとする。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くことを検討する。

7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人を置く場合は、使用人の異動・評価について、監査役会の同意を得ることとする。

8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、次の事項を知ったときは、監査役に報告するものとする。
① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項 ② 重大な法令・定款違反 ③ その他重要な事項
- (2) 当社は、前項の報告のための情報システムを整備するものとする。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と隨時会合を持ち、経営上の課題及び問題点にかかる情報共有を図るものとする。

III 保険会社の運営

3 リスク管理の態勢

弊社はリスク管理を経営上の最重要課題と位置づけ、リスクの正確な把握・分析・評価と適切な管理・運営に努め、経営の安定性の確保を図っております。

1. 基本方針

弊社は企業価値の向上を図るために、円滑な企業活動を阻害するリスクを排除するとともに、収益獲得のための過度なリスクテイクの抑制などによるリスク管理を行い、経営の安全性を確保するとともに、お客さまに対する業務品質の向上および収益性向上を図っております。

2. リスク管理委員会

弊社は取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、リスク管理に係る基本方針・リスク管理諸規程の整備・更新を行い、リスク管理態勢・組織の充実を図るとともに、リスク管理上の重要課題や個別重要戦略への取組状況および資本・リスク等の状況などにつきリスク管理担当部室から報告を受け、必要な対策を審議・決定し、改善指示を行うなど、リスク管理重視の経営強化の協議・推進を図っております。

3. リスク管理担当部室

リスク管理運営全部室に所在する各種リスクに対しては、それぞれのリスクを統括するリスク管理担当部室を設定しております。各リスク管理担当部室は、統括するリスクの管理プロセスの開発・維持・改善を統括するとともに、外部委託先の状況も含めたリスクの評価・管理・改善を統括しております。また、各リスク管理担当部室は、統括するリスクについての管理方針を定め、リスクの発現状況、管理態勢および規程の整備状況、リスク管理上の改善課題への取組状況について自己評価を実施し、それらの状況と対策をリスク管理委員会へ定期的・継続的に報告しております。

4. 主要なリスクとその管理態勢

弊社は、個別に把握・管理すべきリスクを以下のカテゴリにおいて分類し、各々のリスクに係る管理規程・マニュアルを整備することにより、適切にリスクの管理を行っております。

① 保険引受リスク

保険引受リスクについては、その引受方針を商品開発部にて決定し、リスクポートフォリオの管理、商品の改廃、引受基準の設定、販売方針の変更、再保険の設計・手配などにより、リスクコントロールを行っております。弊社では出再保険を行う場合は、取締役会にて検証することとしています。なお、弊社では自賠責保険の共同プールへの参加を除き、受再保険を取り扱っておりません。

② 資産運用リスク

資産運用リスクについては、経営企画部において資産運用に係るリスクの所在、種類、負債特性などを把握し、会社全体として許容できるリスク量を鑑みた資産運用目標を設定します。また、定期的に自己資本とリスク量のバランスをモニタリングすることにより資産運用リスクの状況を管理します。

③ オペレーションル・リスク等

オペレーションル・リスク等とは、保険引受リスクおよび資産運用リスク以外のリスクをいい、以下のカテゴリで細分化して管理しております。

1.事務リスク

弊社は、事務リスクを適切に管理できる態勢を構築するため、事務リスク管理担当部室を経営企画部とし、リスク管理運営各部室はそれぞれが所管する事務リスクについて経営企画部と連携を図っております。

弊社は、事務および業務処理に関する各種社内規程やマニュアルを整備するとともに、定期的な事務および業務処理の見直しや自主的な事務点検を行い、お客様から寄せられる苦情、要望の把握・分析、業務プロセスの検証・事務管理項目のモニタリングを徹底して行い、その発生状況についてあらゆる観点から問題点を把握し、代理店・外部委託先などへの個別指導や、事務および業務処理スキーム・商品制度の見直しなどのリスクコントロール策の策定を行っております。

2.外部委託リスク

弊社は、適切な外部委託を実施するために、外部委託リスク管理部室をコンプライアンス統括部とし、リスク管理運営各部室はそれぞれが所管する外部委託リスクについてコンプライアンス統括部と連携を図っております。

弊社は、外部委託先の選定・評価・契約に関する各種事項を外部委託管理規程に定めております。特に、個人情報を含む業務を委託する外部委託先については、外部委託先を選定・評価するための弊社独自の選定基準を設け、個人情報の安全管理措置の実施状況を十分に確認したうえで委託を行っております。また、外部委託先に対する定期的なモニタリングを実施し、外部委託リスク顕在化の未然防止とリスク抑制を図っております。

3. 流動性リスク

弊社は、流動性リスクが増大した場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、流動性リスクの回避・抑制・コントロールを可能とするよう、流動性リスクのうち、「資金繰りリスク」については、保険料入金、支払予定保険金、事業費支払予定や資産運用関連入出金などの入出金額を把握し、資金繰り管理を行っております。また、「市場流動性リスク」については、有価証券を対象とし、資産の日々の状況を把握するとともに、市場規模の変化、信用状況の変化などをモニタリングし、管理を行います。

4. 災害リスク

弊社は、地震災害や台風などの風水害による危機、およびその他自然・大規模事故災害による危機が発生した場合に、その損害を最小限に抑え、業務の遂行機能を迅速に復旧するために、コンティンジェンシープランにおいて対応態勢を明確に定めております。また、災害が発生した場合のより具体的な対応手順などを地震・台風等災害対応マニュアルに定め、定期的に実地訓練を実施しております。さらに、新型インフルエンザが発生した場合にも重要な事業を継続するために、「新型インフルエンザ事業継続計画」を定めております。

5. 風評リスク

弊社は、弊社に関わる情報を適時・適切に発信または開示することを通じて経営の透明性を高めるよう努めております。また、弊社に関わる風評が保険契約者、マスコミ、その他社会一般に広がり、業績に悪影響が生じるなどの事態に対して、その影響を軽減し拡大を防止するために、風評が発生した場合の対応態勢を明確にしております。

6. システムリスク

弊社は、業務品質向上および企業活動の正常な業務運用を妨げるシステムリスク（外部に委託した業務に係わるリスクを含みます。）について、セキュリティポリシーに基づき適切にコントロールするとともに、リスクが発現した際の経営に及ぼす影響を最小限にとどめるように努めており、システム企画・開発リスク、システム運用リスク、情報管理リスク、建物・設備リスクおよびコンティンジェンシープランリスクに細分化して管理しております。

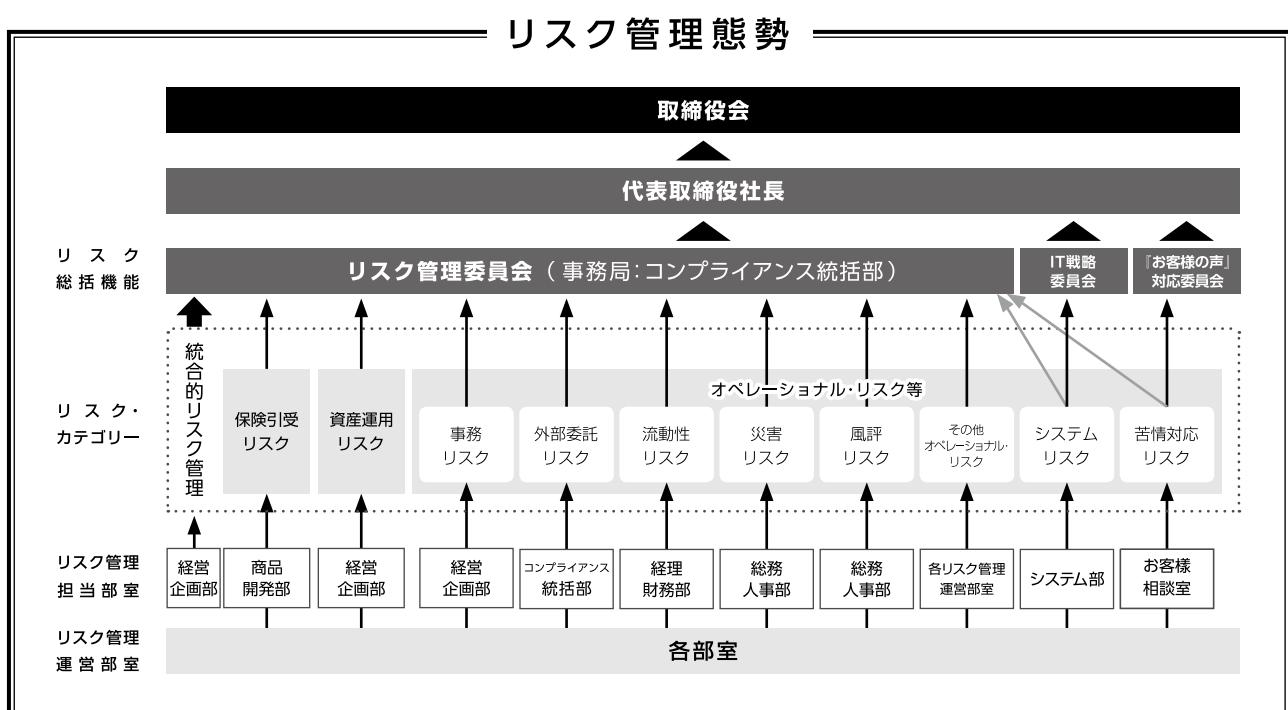
また、コンティンジェンシープランにおいて、危機事象の規模に応じた組織的・機能的な対応により損害を最小限に抑え、機能を迅速に復旧するための対応・報告態勢を明確にし、復旧計画を定めております。

7. 苦情対応リスク

弊社は、お客さまからいただいた苦情だけではなく、お問い合わせなどを含めすべてお客様の声としてお客様相談室で集約しております。集約したお客様の声はお客様相談室にて苦情とお問い合わせなどに整理し、お申し出の内容ごとにすべて所轄部門で分析・検証を行い、業務の改善に生かすとともに、不適切な対応があった場合は発生原因を究明し、再発防止に向けた改善を迅速に実施しております。また、全部門の代表者で構成する「お客様の声」対応委員会を毎月開催し、お客さまからいただいた声を全部門で共有化するとともに、各部門での対応、業務改善や再発防止に向けた取り組みが適正なものであるかの協議・検証を行っております。

8. その他オペレーション・リスク

弊社は、上記にカテゴライズされないリスクについては、当該リスク管理運営部室がリスク管理担当部室となり、当該リスクにおけるリスク量の変化、リスク管理指標の変更、リスク管理に係る規程の制定・改廃などにつき、リスク管理委員会に報告する態勢をとっております。



III 保険会社の運営

4 法令等遵守の体制

コンプライアンス基本方針

- 1 当社は、損害保険業の公共的使命を踏まえ、健全かつ公正な経営を旨とし、社会的信頼に積極的に応えるために、法令等遵守（コンプライアンス）の徹底をあらゆる業務運営の基本に位置づけ、厳格に実践してまいります。
- 2 当社役職員は、経営理念を踏まえながら、法令・当社諸規定を遵守することはもとより、社会規範を尊重し良識ある企業活動を推進するため、以下の取組みを行います。
 - (1) 国内外の法令および当社諸規定を遵守します。
 - (2) 顧客情報の管理には十分留意します。
 - (3) 企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動します。

コンプライアンス推進態勢

① 最高倫理責任者

法令・諸規定等遵守経営の実効性を確保するために、取締役会の決議により、最高倫理責任者を任命しております。最高倫理責任者は、法令などの違反行為に関する調査命令、取締役会審議要請および社外相談窓口の設置などを行います。

② コンプライアンス統括部

法令等遵守に関する事項のみならず、お客さまの声への対応や代理店の募集に関する指導・監査事項までを含め一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門としてコンプライアンス統括部を設置しています。

③ コンプライアンス委員会

コンプライアンスに係る基本方針・重要な規程の策定、コンプライアンス・プログラムの策定・進捗状況の点検管理機能などを担うコンプライアンス委員会を設置しています。

④ コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度策定しています。全役職員・代理店に対するコンプライアンス教育・研修、顧客情報保護管理態勢監査、代理店監査、セルフアセスメントなどをコンプライアンス・プログラムに基づき年間を通じて推進しています。

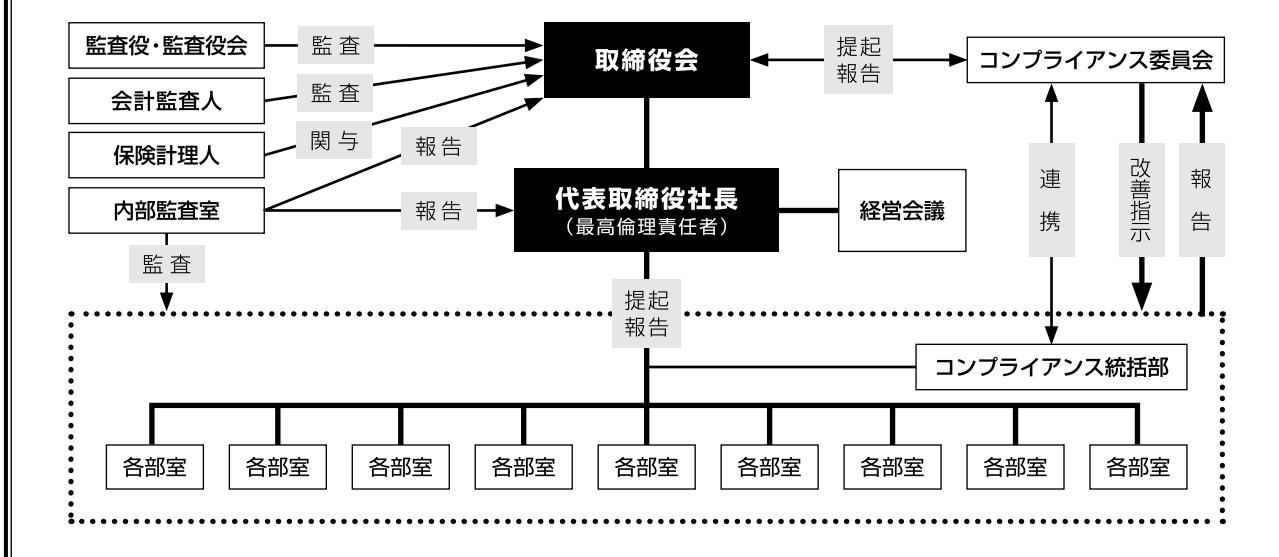
⑤ 内部者通報制度

コンプライアンスに関連する問題が発生したときまたは発生のおそれがあるときなどに、報告・相談を行う制度として内部者通報制度を設けています。

⑥ コンプライアンス責任者

各部室におけるコンプライアンス状況の把握・分析およびその内容をコンプライアンス統括部へ報告するための責任者を各部室に設けており、各責任者は所属部室においてセルフアセスメント、部署内研修・教育取組および個人情報に係る自主点検等を遂行しています。

弊社コンプライアンス推進態勢



5

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性（第三分野に係るものに限る）

がん治療費用保険における責任準備金積立の適切性を確保するために「ストレステスト」を実施した結果、「負債十分性テスト」については実施不要と判断いたしました。

① ストレステスト

事故発生率が予定を超えた場合において、責任準備金が十分に積み立てられていることを主務官庁の告示に基づいたシナリオを用いた「ストレステスト」検証した結果、がん治療費用保険における責任準備金の不足がないことを保険計理人が確認しております。

② 負債十分性テスト

「ストレステスト」で責任準備金積立が不足していると判断された場合、事故発生率の変動に加えて、事業費を含むがん治療費用保険に関する収支全体の動向の予測に基づき不足額の検証を行う「負債十分性テスト」を実施します。がん治療費用保険については、「ストレステスト」で責任準備金積立の十分性が確認されたため、「負債十分性テスト」は実施しておりません。

6

社外・社内の監査・検査体制

弊社は、保険業法第129条および同法第305条の定めにより、金融庁の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。

社外の監査としては、会社法第436条第2項第1号の規程に基づき、計算書類等(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書およびその附属明細書)について、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けております。

社内の監査としては、監査役が行う会社法上の監査に加え、代表取締役社長の直轄部門として被監査部門から独立した立場の内部監査室を設置し、各部門が保有する各種リスクを踏まえた業務遂行状況の適正性・実効性を検証・評価し被監査部門および取締役会に課題を中心に提言を行っています。

7

CSR(企業の社会的責任)

弊社が所属するSBIグループは、CSR(企業の社会的責任)活動に積極的に取り組んでおり、その一つとして「財団法人SBI子ども希望財団」を中核に、児童福祉問題に取り組んでいます。弊社はSBIグループの一員として、SBI子ども希望財団が後援する「オレンジリボン・キャンペーン」(児童虐待防止の社会的啓発運動)に賛同し、役職員一同がオレンジリボンを着用するなど、社内外への普及・啓発活動に取り組んでいます。

8

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

弊社は、「個人情報の保護に関する法律」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に対応し、下記の「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を定めております。お預かりしたお客さまの情報については、お客さまの立場に立って適正に取り扱い、安全管理措置を講じ情報漏えい防止に努めてまいります。今後も弊社及びグループ会社従業員、代理店、外部委託先に対する指導、教育、監督を徹底し、お客さまの情報保護に全力をあげて取り組んでまいります。

個人情報保護方針

お客さまの情報の取り扱いに係る弊社方針

お客さまからご提供いただいた個人情報は、弊社の商品・サービス・情報をご提供するためになくてはならないものであり、お客さまの情報を安全に管理し適正に利用することが、弊社の重要な社会的責任であると認識しております。

ここに「お客さまの情報の取り扱いに係る弊社方針」を定め、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の安全管理については金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針にしたがって、万全を尽くしてまいりますことを宣言いたします。

1 情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

弊社は、保険見積データ、保険契約データ、保険金請求書類、お問い合わせ、アンケートなどにより、個人情報を取得します。

取得に際しましては、インターネット上でお客さまが入力した情報や、お電話や書面などでお伝えいただいた情報について、録音または記録を行うことがあります。

III 保険会社の運営

2 情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5、6に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確となるよう具体的に定め、下記の通りWebサイトなどにより公表します。

また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、Webサイトなどにより公表します。

- (1) 保険契約の申込みに係る引受けの審査、引受けおよび履行
- (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
- (3) 弊社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 保険契約の維持・管理
- (7) 保険制度の健全な運営
- (8) 弊社が取り扱う保険商品・サービスに関する情報のご案内
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供
- (10) 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービスなどに関するアンケートの実施
- (11) 市場調査および保険商品・金融商品・サービスの開発・研究
- (12) SBIホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書に記載されている子会社および同社の出資比率が40%以上の持分法適用会社（以下グループ会社といいます。）および弊社提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内
- (13) 問い合せ・依頼などへの対応

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ることとします。

3 個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 弊社のグループ会社との間で共同利用を行う場合（下記「5.グループ会社との共同利用」をご覧ください。）
- (4) 損害保険会社などの間で共同利用を行う場合（下記「6.情報交換制度など」をご覧ください。）

4 個人データの取り扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取り扱いを外部に委託することができます。

弊社が外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような場合に、個人データの取り扱いを委託しています。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの保守・運用に関わる業務

5 グループ会社との共同利用

弊社は、弊社およびグループ会社の取り扱う商品・サービスをご案内または提供するために、弊社を管理責任者としグループ会社との間で個人データを共同利用します。

- 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号・Eメールアドレス、性別、生年月日、その他ご契約内容

6 情報交換制度など

(1) 損保業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社などとの間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)または損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 代理店等情報の確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用などのために、損害保険会社との間で、損害保険代理店などの従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託などのために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験などの合格者情報に係る個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

7 信用情報の取り扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8 機微(センシティブ)情報の取り扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の10および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条に基づき、同法令等に規定されている機微(センシティブ)情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- 保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 相続手続を伴う保険金支払事務などの遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などの機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 法令などに基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

9 個人データの安全管理

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程などの整備および安全管理措置に係る実施体制の整備など、十分なセキュリティ対策を講じます。

III 保険会社の運営

10 繼続的な取組み

弊社は、お客さまからご提供いただいた情報の適切な取り扱いについて、従業員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取組んでまいります。あわせて、内部管理責任体制・システムセキュリティなどに関する継続的・恒常的な見直しを図ります。

また、定期的に監査を行い、この方針を実践・遵守するとともにお客さまの情報保護の継続的改善に取組んでまいります。

11 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「12.お問い合わせ窓口」までお申し出ください。弊社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。

弊社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

また、保有個人データについてご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。

12 お問い合わせ窓口

個人情報の取り扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。

弊社の個人情報の取り扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談は以下までお問い合わせください。

SBI損害保険株式会社

【電話】03-6229-0060（本社大代表）～所管部署をご案内します～

（受付時間：午前9時～午後5時 土・日曜日、祝日および12／31～1／3を除きます。）

なお、ご契約内容のお問い合わせはSBI損害サポートデスクへお願いいたします。

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

お問い合わせ先

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター東京（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

【所在地】〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス 7階

【電話】03-3255-1470

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス（<http://www.sonpo.or.jp/>）

9 反社会的勢力に対する基本方針

弊社では、社会の秩序や安全を確保するため、および保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、平成20年12月19日開催の取締役会にて「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。当基本方針については下記のとおりであります。

1. 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
3. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
4. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
5. いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
6. 反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

10 利益相反管理方針の概要

弊社では下記方針に基づく態勢を構築し、お客様の利益が不当に害されることのないよう利益相反取引等の管理に努めています。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社または当社の親金融機関等（以下「当社グループ会社」といいます。）が行う保険関連業務、金融商品関連業務に係るお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1 法令等の遵守

当社および当社グループ会社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規程等を遵守します。

2 利益相反のおそれのある取引

（1）対象となる取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、お客様と当社または当社グループ会社、あるいはお客様と当社または当社グループ会社の他のお客様との間で行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の特定方法と類型

当社では以下の類型に該当する取引のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かについて、利益相反管理統括部門が適切な特定を行い、お客さまの利益を不当に害することのないよう業務を管理・遂行します。

	お客さまと当社または当社グループ会社	お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さま
利害対立型	お客さまと当社または当社グループ会社の利害が対立する取引	お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社または当社グループ会社が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまが競合する取引
情報利用型	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社が利益を得る取引	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社の他のお客さまが利益を得る取引

3 利益相反管理方法

当社は、「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により、またはこれらの方を組み合わせることにより、当該取引を適切に管理します。

(なお、次に掲げる方法は具体例に過ぎず、必ずしも下記の措置が採られるとは限りません。)

- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法
(ただし、当社または当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)

4 利益相反管理体制

当社は、利益相反の適切な管理を確保するため、他の部門から独立した利益相反管理統括部門を設置します。
利益相反管理統括部門は、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括するとともに、その適切性、有効性を定期的に検証し、継続的に改善を図ります。
また、利益相反管理統括部門は、当社の役職員に対して研修・教育を実施することにより、「利益相反のおそれのある取引」について周知徹底を図ります。

5 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社および当社グループ会社です。

なお、当社は当社グループの業務の特性を考慮し、法令では規定されない会社が行う取引についても留意するものとします。
利益相反管理の対象となる主要なグループ会社は別表のとおりです。

(別表)

- 住信SBIネット銀行株式会社
- 株式会社SBI証券
- SBIジャパンネクスト証券株式会社
- SBIアセットマネジメント株式会社
- SBIエステートマネジメント株式会社
- SBI少額短期保険株式会社
- いきいき世代株式会社

IV 保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況

【業績の概況】

当期の業績につきましては、保険引受収益が19,138百万円、資産運用収益が16百万円、その他経常収益が9百万円となり、これらを合計した経常収益は前期に比べ37.3%増加して19,164百万円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が19,455百万円、営業費及び一般管理費が5,458百万円、その他経常費用が1,792百万円となり、前期に比べ38.6%増加して26,707百万円となりました。

この結果、経常損失は7,543百万円となり、これに特別損失及び法人税等合計を調整した当期純損失は7,554百万円となりました。

【保険引受の概況】

損害保険会社の売上規模を示す指標として用いられる元受正味保険料は、前期に比べ36.7% 増加して19,534百万円、正味収入保険料は前期に比べ37.3%増加して19,136百万円となりました。保険引受費用のうち、正味支払保険金は11,410百万円、損害調査費は1,938百万円となった結果、正味損害率は69.8%となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は5,402百万円、諸手数料及び集金費は986百万円となった結果、正味事業費率は33.4%となりました。

これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加算した保険引受損失は、5,719百万円となりました。

【資産運用の概況】

当期末の総資産は前期に比べ16.7%増加して31,905百万円、運用資産は前期に比べ49.8%増加して18,157百万円となりました。運用資産のうち16,407百万円を銀行預金、1,644百万円を有価証券で運用しており、当期の利息及び配当金収入は17百万円となりました。

【対処すべき課題】

当社を取り巻く収益環境も当面厳しさを増すものと予測されることから、当社の将来における経営安定化を図るべく「収益力の強化」に根ざした施策を推進し、安定した収益を生み出す事業基盤を構築してまいります。

また、経営ビジョンである「顧客中心主義」に則った「顧客の信頼性、満足度の向上」を引き続き強力に推進し、社内態勢の更なる強化、CSの向上に努め、より迅速かつ最善のサービスを提供してまいります。

平成24年度決算のしくみ

(単位:百万円)

経常収益	19,164	－	経常費用	26,707
保険引受収益	19,138		保険引受費用	19,455
資産運用収益	16		資産運用費用	1
その他経常収益	9		営業費及び一般管理費	5,458
			その他経常費用	1,792
経常損失				7,543
		+		
特別損失				0
		+		
法人税及び住民税、法人税等調整額				11
当期純損失				7,554

IV 保険会社の主要な業務に関する事項

2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

年 度 項 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
正味収入保険料	428	1,428	3,031	13,933	19,136
経常収益	433	1,431	3,039	13,956	19,164
経常損失	165	468	1,174	5,315	7,543
当期純損失	238	410	1,189	5,449	7,554
資本金	1,550	3,050	5,550	9,650	13,050
(発行済株式総数)	(60,000株)	(139,160株)	(281,643株)	(668,159株)	(2,720,536株)
純資産額	2,292	4,883	8,694	11,444	10,690
総資産額	3,424	8,640	14,918	27,347	31,905
特別勘定又は積立勘定 として経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	304	935	1,873	8,802	11,293
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	—	52	74	70	1,644
単体ソルベンシー・マージン比率(注)	5,893.0%	3,478.8%	2,440.7%	580.5%	342.5%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	64名	94名	209名	409名	416名

(注)単体ソルベンシー・マージン比率の平成23年度以降の比率は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、平成22年度以前の比率は当該改正内容を反映前の基準であり、それぞれ異なる基準によって算出されています。

3 直近の事業年度における業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	3,018	99.6	113.7	13,900	99.8	360.5	18,981	99.2	36.6
自動車損害賠償責任	13	0.4	△15.4	33	0.2	144.7	122	0.6	268.6
その他	—	—	—	—	—	—	33	0.2	—
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(33)	(0.2)	(—)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	3,031	100.0	112.3	13,933	100.0	359.6	19,136	100.0	37.3

(注)正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをおいいます。

② 元受正味保険料

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	10,069	100.0	113.6	14,288	100.0	41.9	19,501	99.8	36.5
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	33	0.2	—
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(33)	(0.2)	(—)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	10,069	100.0	113.6	14,288	100.0	41.9	19,534	100.0	36.7

(注)元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③ 受再正味保険料

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	0	0.4	749.9	0	0.5	222.1	0	0.3	113.5
自動車損害賠償責任	13	99.6	△15.4	33	99.5	144.7	122	99.7	268.6
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	13	100.0	△15.1	33	100.0	144.9	122	100.0	267.9

(注)受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

④ 支払再保険料

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	7,050	100.0	113.6	388	100.0	△94.5	519	100.0	33.8
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	7,050	100.0	113.6	388	100.0	△94.5	519	100.0	33.8

(注)支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

IV 保険会社の主要な業務に関する事項

⑤ 解約返戻金

(単位:百万円)

種目	年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		—	—	—
海上		—	—	—
傷害		—	—	—
自動車		61	96	141
自動車損害賠償責任		0	0	1
その他		—	—	0
(うち費用・利益)		(—)	(—)	(0)
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)
合計		61	96	142

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

⑥ 保険引受利益

(単位:百万円)

種目	年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保険引受収益		3,032	13,933	19,138
保険引受費用		3,212	17,464	19,455
営業費及び一般管理費		3,508	4,714	5,402
その他取支		△0	△0	0
保険引受利益		△3,688	△8,245	△5,719

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他取支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

【保険種目別保険引受利益】

(単位:百万円)

種目	年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		—	—	—
海上		—	—	—
傷害		—	—	—
自動車		△3,688	△8,245	△ 5,427
自動車損害賠償責任		—	—	—
その他		—	—	△ 292
(うち費用・利益)		(—)	(—)	(△292)
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)
合計		△3,688	△8,245	△5,719

⑦ 正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

種目	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	金額	構成比%	正味損害率%	金額	構成比%	正味損害率%	金額	構成比%	正味損害率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	1,618	99.1	93.5	5,029	99.6	48.3	11,382	99.8	70.0
自動車損害賠償責任	15	0.9	114.4	19	0.4	58.7	27	0.2	22.5
その他	—	—	—	—	—	—	0	0.0	80.1
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0)	(0.0)	(80.1)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	1,633	100.0	93.6	5,048	100.0	48.3	11,410	100.0	69.8

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料×100

⑧ 元受正味保険金

(単位:百万円)

種目	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	5,394	100.0	8,879	100.0	12,436	100.0
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	0	0.0
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0)	(0.0)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	5,394	100.0	8,879	100.0	12,437	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑨ 受再正味保険金

(単位:百万円)

種目	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	15	100.0	19	100.0	27	100.0
その他	—	—	—	—	—	—
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	15	100.0	19	100.0	27	100.0

(注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

⑩ 回収再保険金

(単位:百万円)

種目	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	3,776	100.0	3,850	100.0	1,054	100.0
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	3,776	100.0	3,850	100.0	1,054	100.0

(注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

IV 保険会社の主要な業務に関する事項

2. 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金

該当ありません。

② 正味事業費率

(単位:百万円)

区分	年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保険引受に係る事業費		2,495	6,134	6,389
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		3,508	4,714	5,402
(諸手数料及び集金費)		△1,013	1,419	986
正味事業費率		82.3%	44.0%	33.4%

(注) 正味事業費率=保険引受に係る事業費(※)÷正味収入保険料×100
 (※)諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費

③ 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

種 目	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	93.5	82.7	176.2	48.3	44.1	92.4	70.0	32.2	102.2
自動車損害賠償責任	114.4	—	114.4	58.7	—	58.7	22.5	—	22.5
その他	—	—	—	—	—	—	80.1	825.4	905.4
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(80.1)	(825.4)	(905.4)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	93.6	82.3	175.9	48.3	44.0	92.4	69.8	33.4	103.1

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

④ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

種 目	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	108.7	51.9	160.6	109.6	43.5	153.1	93.6	31.1	124.7
その他	—	—	—	—	—	—	179.7	1,466.3	1,646.0
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(179.7)	(1,466.3)	(1,646.0)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	108.7	51.9	160.6	109.6	43.5	153.1	93.7	32.7	126.4

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 第三分野保険のがん治療費用保険は、その他のうち費用・利益に記載しています。

⑤ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国内契約	100%	100%	100%
海外契約	-%	-%	-%

(注)上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

⑥ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成24年度	1(-)	100% (-%)
平成23年度	2(-)	100% (-%)

(注) 1.出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（ブル出再を含む）を対象にしています。

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

⑦ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
平成24年度	100% (-%)	-% (-%)	-% (-%)	100% (-%)
平成23年度	100% (-%)	-% (-%)	-% (-%)	100% (-%)

(注) 1.特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険ブルを含んでいません。

格付区分は、S&P社の格付を使用しています。

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

⑧ 未収再保険金の推移

(単位:百万円)

	種目計	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	年度開始時の未収再保険金	450 (-)	1,252 (-)	592 (-)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	3,776 (-)	3,850 (-)	1,054 (-)
3	当該年度回収等	2,974 (-)	4,510 (-)	1,480 (-)
4	1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	1,252 (-)	592 (-)	167 (-)

(注) 1.地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しております。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

IV 保険会社の主要な業務に関する事項

3. 経理に関する指標等

① 支払備金及び責任準備金の額

【支払備金】

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	744	3,124	5,738
自動車損害賠償責任	6	8	16
その他	—	—	7
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(7)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)
合計	750	3,132	5,761

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る		当期把握 見積り差額
		当期支払保険金	当期末支払備金	
平成 20 年度	0	—	—	0
平成 21 年度	162	153	38	△28
平成 22 年度	992	728	310	△46
平成 23 年度	2,480	1,564	1,315	△399
平成 24 年度	4,817	2,805	1,838	173

(注) 1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2.地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

3.当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

○ 自動車

(単位:百万円)

事故発生年度	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
事故発生年度末	413			2,514			6,836			10,816			14,442		
累計保険金															
1年後	442	1.07	28	2,553	1.02	39	7,134	1.04	298	10,629	0.98	△187			
+ 支 払 備 金															
2年後	449	1.02	7	2,652	1.04	98	7,117	1.00	△17						
3年後	451	1.00	1	2,680	1.01	28									
4年後	454	1.01	3												
最終損害見積り額	454			2,680			7,117			10,629			14,442		
累計保険金	452			2,516			6,525			9,549			9,631		
支払備金	2			163			592			1,080			4,811		

(注) 1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

4.「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

○ 傷　　害

該当ありません。

○ 賠償責任

該当ありません。

【責任準備金】

(単位:百万円)

種　目	年　度		
	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	1,856	8,772	11,159
自動車損害賠償責任	17	30	118
その他	—	—	15
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(15)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)
合計	1,873	8,802	11,293

責任準備金の内訳

<平成24年度末>

(単位:百万円)

種　目	内　訳					
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	10,550	609	—	—	—	11,159
自動車損害賠償責任	118	—	—	—	—	118
その他	14	1	—	—	—	15
(うち費用・利益)	(14)	(1)	(—)	(—)	(—)	(15)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	10,683	610	—	—	—	11,293

<平成23年度末>

(単位:百万円)

種　目	内　訳					
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	8,182	590	—	—	—	8,772
自動車損害賠償責任	30	—	—	—	—	30
その他	—	—	—	—	—	—
(うち費用・利益)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	8,212	590	—	—	—	8,802

IV 保険会社の主要な業務に関する事項

② 責任準備金積立水準

区分	平成23年度	平成24年度
積立方式 標準責任準備金対象契約	—	標準責任準備金
標準責任準備金対象外契約	—	—
積立率	—	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いてあります。
 2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
 3. 積立率=(実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
 (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
 (2)標準責任準備金対象外契約に係る平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
 (3)平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

③ 引当金明細表

<平成24年度>			(単位:百万円)		
区分	平成23年度末 残 高	平成24年度 増加額	平成24年度減少額		平成24年度末 残 高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
貸倒引当金 個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—	—
賞与引当金	—	—	—	—	—
再保険手数料引当金	666	—	666	—	—
価格変動準備金	0	0	—	—	0
合計	666	0	666	—	0

<平成23年度>			(単位:百万円)		
区分	平成22年度末 残 高	平成23年度 増加額	平成23年度減少額		平成23年度末 残 高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
貸倒引当金 個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—	—
賞与引当金	—	—	—	—	—
再保険手数料引当金	275	666	275	—	666
価格変動準備金	0	0	—	—	0
合計	276	666	275	—	666

④ 貸付金償却

該当ありません。

⑤ 資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）

<平成24年度>

(単位:百万円)

	区分	平成23年度末 残 高	平成24年度 増加額	平成24年度 減少額	平成24年度末 残 高
資本金		9,650	3,400	—	13,050
うち 既発行株式	普通株式	(668,159株)	(2,052,377株)	(一株)	(2,720,536株)
		9,650	3,400	—	13,050
	合計	(668,159株)	(2,052,377株)	(一株)	(2,720,536株)
		9,650	3,400	—	13,050
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金)	9,550	3,400	—	12,950
	株式払込剰余金	—	—	—	—
利益準備金及び 任意積立金	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	9,550	3,400	—	12,950
	(利益準備金)	—	—	—	—
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

<平成23年度>

(単位:百万円)

	区分	平成22年度末 残 高	平成23年度 増加額	平成23年度 減少額	平成23年度末 残 高
資本金		5,550	4,100	—	9,650
うち 既発行株式	普通株式	(281,643株)	(386,516株)	(一株)	(668,159株)
		5,550	4,100	—	9,650
	合計	(281,643株)	(386,516株)	(一株)	(668,159株)
		5,550	4,100	—	9,650
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金)	5,450	4,100	—	9,550
	株式払込剰余金	—	—	—	—
利益準備金及び 任意積立金	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	5,450	4,100	—	9,550
	(利益準備金)	—	—	—	—
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

⑥ 損害率の上昇に対する経常損失の変動

<平成24年度>

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常損失の増加額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常損失の増加額	166百万円(注)異常危険準備金残高の取崩額590百万円

<平成23年度>

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常損失の増加額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常損失の増加額	74百万円(注)異常危険準備金残高の取崩額はありません。

IV 保険会社の主要な業務に関する事項

⑦ 事業費

(単位:百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	698	1,237	2,037
物件費	3,974	5,130	5,211
税金	39	104	147
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	1	1	—
諸手数料及び集金費	△1,013	1,419	986
合計	3,701	7,893	8,382

4. 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位:百万円)

区分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
預貯金	3,401	22.8	11,942	43.7	16,407	51.4
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	74	0.5	70	0.3	1,644	5.2
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	40	0.3	110	0.4	105	0.3
運用資産計	3,516	23.6	12,122	44.3	18,157	56.9
総資産	14,918	100.0	27,347	100.0	31,905	100.0

② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:百万円)

区分	年度		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	年	度	金額	利回り%	金額	利回り%	金額	利回り%
預貯金	1		0.03		0	0.02	2	0.02
コールローン	—		—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—		—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—		—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—		—	—	—	—	—	—
有価証券	2		3.51		2	3.18	14	1.54
貸付金	—		—	—	—	—	—	—
土地・建物	—		—	—	—	—	—	—
小計	3		0.08		3	0.05	17	0.11
その他	—		—	—	—	—	—	—
合計	3		—	—	3	—	17	—

③ 海外投融資残高及び海外投融資利回り

該当ありません。

④ 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

⑤ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円)

区分	年度		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	年	度	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
国債	—		—	—	—	—	—	—
地方債	—		—	—	—	—	—	—
社債	52		70.5		50	72.6	1,602	97.4
株式	—		—	—	—	—	—	—
外国証券	—		—	—	—	—	—	—
その他の証券	22		29.5		19	27.4	42	2.6
合計	74		100.0		70	100.0	1,644	100.0

⑥ 保有有価証券利回り

(単位:%)

区分	年度		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	年	度	金額	利回り%	金額	利回り%	金額	利回り%
公社債	4.52		—	—	4.53	—	1.60	—
株式	—		—	—	—	—	—	—
外国証券	—		—	—	—	—	—	—
その他の証券	0.00		—	—	0.00	—	0.00	—
合計	3.51		—	—	3.18	—	1.54	—

⑦ 有価証券の種類別の残存期間別残高

<平成24年度末>

(単位:百万円)

区分	残存期間 1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,000	—	—	—	602	—	1,602
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	42	—	—	42
合計	1,000	—	—	42	602	—	1,644

<平成23年度末>

(単位:百万円)

区分	残存期間 1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	50	—	—	—	—	—	50
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	19	—	—	19
合計	50	—	—	19	—	—	70

⑧ 業種別保有株式の額

該当ありません。

⑨ 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑩ 担保別貸付金残高

該当ありません。

⑪ 使途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

⑫ 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑬ 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

(14) 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区 分 年 度	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
	—	—	—
土 地	—	—	—
営業用	—	—	—
賃貸用	—	—	—
建 物	40	110	105
営業用	40	110	105
賃貸用	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—
営業用	—	—	—
賃貸用	—	—	—
合 計	40	110	105
営業用	40	110	105
賃貸用	—	—	—
リース資産	184	133	84
その他の有形固定資産	77	153	102
有形固定資産合計	301	397	292

5. 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高

該当ありません。

② 特別勘定資産

該当ありません。

③ 特別勘定の運用収支

該当ありません。

V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類等

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)	平成24年度末 (平成25年3月31日現在)	科 目	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)	平成24年度末 (平成25年3月31日現在)
資産の部					
現金及び預貯金	11,942	16,407	保険契約準備金	11,934	17,054
預貯金	11,942	16,407	支払備金	3,132	5,761
有価証券	70	1,644	責任準備金	8,802	11,293
社債	50	1,602	その他負債	3,298	4,154
その他の証券	19	42	再保険借	756	1,548
有形固定資産	397	292	未払法人税等	74	73
建物	110	105	未払金	566	478
リース資産	133	84	仮受金	1,124	1,424
その他の有形固定資産	153	102	リース債務	702	539
無形固定資産	2,650	2,550	資産除去債務	72	86
ソフトウェア	1,618	2,099	その他の負債	2	3
リース資産	540	396	再保険手数料引当金	666	—
その他の無形固定資産	491	53	価格変動準備金	0	0
その他資産	12,286	11,010	繰延税金負債	3	5
再保険貸	592	167	負債の部合計	15,903	21,215
未収金	2,057	2,568	純資産の部		
預託金	211	240	資本金	9,650	13,050
仮払金	672	1,025	資本剰余金	9,550	12,950
保険業法第113条 繰延資産	8,752	7,002	資本準備金	9,550	12,950
その他の資産	0	7	利益剰余金	△ 7,756	△ 15,311
資産の部合計	27,347	31,905	その他利益剰余金	△ 7,756	△ 15,311
			繰越利益剰余金	△ 7,756	△ 15,311
			株主資本合計	11,443	10,688
			その他有価証券 評価差額金	0	1
			評価・換算差額等合計	0	1
			純資産の部合計	11,444	10,690
			負債及び 純資産の部合計	27,347	31,905

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券
償却原価法により行っております。
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等による時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法によっております。
2. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。
有形固定資産(リース資産を除く)…定率法
リース資産 …定額法
3. 当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる計算書類への影響は軽微であります。
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
7. 保険業法第113条繰延資産の償却は定款の規定に基づき行っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は387百万円であります。
2. 関係会社に対する金銭債権の総額は1,066百万円、金銭債務の総額は125百万円であります。
3. 繰延税金資産の総額は6,877百万円、繰延税金負債の総額は2,264百万円であります。
繰延税金資産の主な原因是税務上の繰越欠損金6,292百万円であり、評価性引当額として6,874百万円を控除しております。
繰延税金負債の主な原因是保険業法第113条繰延資産2,244百万円であり、当該償却期間における繰延税金負債2,255百万円は会計上は現時点においてスケジューリングにより税金の支払が発生しないとすることが合理的と判断されるため計上しておりません。

4. (1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については預貯金を中心に運用を行っております。
有価証券は、満期保有目的の債券、その他有価証券の債券及び組合出資金であり、発行体の信用リスク及び市場価格等の変動リスクに晒されております。未収金は、営業債権であり、信用リスクに晒されております。再保険貸及び再保険借は、再保険に伴う債権債務であります。
未払金は1年内に支払期日が到来する債務であります。
ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。
また、ライセンス契約において有利な経済条件を獲得するために一定期間において契約解除ができないとしたため、リース会計に準じた会計処理を行いリース債務を計上したものがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておません((注2)参照)。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
①預貯金	16,407	16,407	-
②有価証券			
満期保有目的の債券	1,000	999	△0
その他有価証券	602	602	-
③再保険貸	167	167	-
④未収金	2,568	2,568	-
資産計	20,744	20,743	△0
①再保険借	1,548	1,548	-
②未払金	478	478	-
③リース債務	539	515	△24
負債計	2,566	2,542	△24

(注1) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預貯金、③再保険貸、④未収金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

時価については、期末日の市場価格等によっております。

【負債】

①再保険借、②未払金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③リース債務

時価については、リース料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであります。「②有価証券」には含めておりません。

非上場株式から構成されている組合出資金(貸借対照表計上額42百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

V 直近の2事業年度における財産の状況

5. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	6,656百万円
同上に係る出再支払備金	911百万円
差引(イ)	5,745百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	16百万円
計(イ+口)	5,761百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	10,835百万円
同上に係る出再責任準備金	270百万円
差引(イ)	10,565百万円
その他の責任準備金(口)	728百万円
計(イ+口)	11,293百万円

6. 1株当たりの純資産額は3,929円48銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は10,690百万円、普通株式の期末株式数は2,720千株であります。

7. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

8. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成23年度 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	平成24年度 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)
経常収益	13,956	19,164
保険引受収益	13,933	19,138
正味収入保険料	13,933	19,136
積立保険料等運用益	0	1
資産運用収益	2	16
利息及び配当金収入	3	17
積立保険料等運用益振替	△0	△1
その他経常収益	20	9
経常費用	19,272	26,707
保険引受費用	17,464	19,455
正味支払保険金	5,048	11,410
損害調査費	1,685	1,938
諸手数料及び集金費	1,419	986
支払備金繰入額	2,381	2,629
責任準備金繰入額	6,928	2,490
資産運用費用	2	1
営業費及び一般管理費	4,788	5,458
その他経常費用	1,804	1,792
支払利息	24	17
保険業法第113条繰延資産償却費	1,750	1,750
株式交付費	28	23
その他の経常費用	1	0
保険業法第113条繰延額	△4,788	—
経常損失	5,315	7,543
特別損失	123	0
固定資産処分損	12	—
価格変動準備金繰入額	0	0
業務委託契約精算金	110	—
税引前当期純損失	5,438	7,543
法人税及び住民税	7	8
法人税等調整額	2	2
法人税等合計	10	11
当期純損失	5,449	7,554

V 直近の2事業年度における財産の状況

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は12百万円、費用の総額は1,062百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	19,656百万円
支払再保険料	519百万円
差引	19,136百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料	257百万円
出再保険手数料	△729百万円
差引	986百万円

(5) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	2,441百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	58百万円
差引(イ)	2,382百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	107百万円
計(イ) + (口)	2,490百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	12,465百万円
回収再保険金	1,054百万円
差引	11,410百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	1,839百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△782百万円
差引(イ)	2,621百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	8百万円
計(イ) + (口)	2,629百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	2百万円
有価証券利息・配当金	14百万円
計	17百万円

3. 1株当たりの当期純損失の額は4,384円94銭であります。算定上の基礎である当期純損失は7,554百万円でありその全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は1,722千株であります。
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	SBIホールディングス 株式会社	(被所有) 直接 76.6%	役員・従業員の 出向元 事業所の貸主	第三者割当増資の 引受※1	6,800	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1については、平成24年6月18日開催の臨時株主総会で決議された第三者割当増資及び平成24年9月26日開催の臨時株主総会で決議された第三者割当増資で、実質純資産を参考等により引き受けたものであります。

3. あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は平成24年9月28日をもって議決権等の被所有割合が10%未満となったことから法人主要株主に該当しないこととなりました。
なお、法人主要株主であった期間における取引については、金額に重要性がないため記載しておりません。

4. 株式会社ウェブクルーは平成24年11月19日をもって議決権等の被所有割合が10%以上となったことから法人主要株主となりました。なお、法人主要株主に該当する期間における取引については、金額に重要性がないため記載しておりません。

5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成23年度 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	平成24年度 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益（△は損失）		△ 5,438	△ 7,543
減価償却費		699	916
株式交付費		28	23
保険業法第113条繰延資産の増減額（△は増加）		△ 3,037	1,750
支払備金の増減額（△は減少）		2,381	2,629
責任準備金の増減額（△は減少）		6,928	2,490
再保険手数料引当金の増減額（△は減少）		390	△ 666
価格変動準備金の増減額（△は減少）		0	0
利息及び配当金収入		△ 3	△ 17
支払利息		24	17
有形固定資産関係損益（△は益）		2	—
無形固定資産関係損益（△は益）		9	—
再保険貸の増減額（△は増加）		660	425
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）		△ 927	△ 864
再保険借の増減額（△は減少）		△ 859	791
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）		601	251
その他		3	3
小 計		1,464	207
利息及び配当金の受取額		3	11
利息の支払額		△ 24	△ 17
法人税等の支払額		△ 6	△ 7
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,436	193
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		—	△ 1,625
有価証券の売却・償還による収入		—	50
資産運用活動計		—	△ 1,575
(営業活動及び資産運用活動計)		(1,436)	(△ 1,381)
有形固定資産の取得による支出		△ 173	△ 27
無形固定資産の取得による支出		△ 681	△ 709
預託金の差入による支出		△ 76	△ 29
預託金の回収による収入		0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 930	△ 2,341
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		8,171	6,776
リース債務の返済による支出		△ 136	△ 163
財務活動によるキャッシュ・フロー		8,034	6,613
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
V 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）			
VI 現金及び現金同等物期首残高		8,540	4,464
VII 現金及び現金同等物期末残高		3,401	11,942
VIII 現金及び現金同等物期末残高		11,942	16,407

V 直近の2事業年度における財産の状況

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成25年3月31日現在)

現金及び預貯金	16,407百万円
現金及び現金同等物	16,407百万円

2. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 損失処理の状況及び諸指標

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成23年度	平成24年度
当期末処理損失		5,449	7,554
損失処理額		—	—
次期繰越損失		5,449	7,554
利益金に関する 諸指標	一株当たり配当額	一円一銭	一円一銭
	一株当たり当期純損失	16,028円6銭	4,384円94銭
	配当性向	—%	—%

(注)1株当たり当期純損失は〔当期純損失÷期中平均株数〕により算出しております。

5. 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科 目	金額		科 目	金額																																																																																																																						
	平成23年度	平成24年度		平成23年度	平成24年度																																																																																																																					
株主資本																																																																																																																										
資本金																																																																																																																										
当期首残高	5,550	9,650	当期首残高	8,692	11,443																																																																																																																					
当期変動額			当期変動額																																																																																																																							
新株の発行	4,100	3,400	新株の発行	8,200	6,800																																																																																																																					
当期変動額合計	4,100	3,400	当期純損失	5,449	7,554																																																																																																																					
当期末残高	9,650	13,050	当期変動額合計	2,750	△754																																																																																																																					
資本剰余金																																																																																																																										
資本準備金																																																																																																																										
当期首残高	5,450	9,550	当期末残高	11,443	10,688																																																																																																																					
当期変動額			評価・換算差額等																																																																																																																							
新株の発行	4,100	3,400	その他有価証券評価差額金																																																																																																																							
当期変動額合計	4,100	3,400	当期末残高	9,550	12,950	当期首残高	1	0	資本剰余金合計			当期変動額			当期首残高	5,450	9,550	株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1	0	当期変動額			当期変動額合計	△1	0	新株の発行	4,100	3,400	当期末残高	0	1	当期変動額合計	4,100	3,400	評価・換算差額等合計			当期末残高	9,550	12,950	利益剰余金			当期首残高	1	0	その他利益剰余金			当期変動額			繰越利益剰余金			株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1	0	当期首残高	△2,307	△7,756	当期変動額合計	△1	0	当期変動額			当期末残高	0	1	当期純損失	5,449	7,554	純資産合計			当期変動額合計	△5,449	△7,554	当期末残高	△7,756	△15,311	当期首残高	8,694	11,444	利益剰余金合計			当期変動額			当期首残高	△2,307	△7,756	新株の発行	8,200	6,800	当期変動額			当期純損失	5,449	7,554	当期純損失	5,449	7,554	株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1	0	当期変動額合計	△5,449	△7,554	当期変動額合計	2,749	△753	当期末残高	△7,756	△15,311	当期末残高	11,444	10,690
当期末残高	9,550	12,950	当期首残高	1	0																																																																																																																					
資本剰余金合計			当期変動額																																																																																																																							
当期首残高	5,450	9,550	株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1	0																																																																																																																					
当期変動額			当期変動額合計	△1	0																																																																																																																					
新株の発行	4,100	3,400	当期末残高	0	1																																																																																																																					
当期変動額合計	4,100	3,400	評価・換算差額等合計																																																																																																																							
当期末残高	9,550	12,950	利益剰余金			当期首残高	1	0	その他利益剰余金			当期変動額			繰越利益剰余金			株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1	0	当期首残高	△2,307	△7,756	当期変動額合計	△1	0	当期変動額			当期末残高	0	1	当期純損失	5,449	7,554	純資産合計			当期変動額合計	△5,449	△7,554	当期末残高	△7,756	△15,311	当期首残高	8,694	11,444	利益剰余金合計			当期変動額			当期首残高	△2,307	△7,756	新株の発行	8,200	6,800	当期変動額			当期純損失	5,449	7,554	当期純損失	5,449	7,554	株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1	0	当期変動額合計	△5,449	△7,554	当期変動額合計	2,749	△753	当期末残高	△7,756	△15,311	当期末残高	11,444	10,690																																							
利益剰余金			当期首残高	1	0																																																																																																																					
その他利益剰余金			当期変動額																																																																																																																							
繰越利益剰余金			株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1	0																																																																																																																					
当期首残高	△2,307	△7,756	当期変動額合計	△1	0																																																																																																																					
当期変動額			当期末残高	0	1																																																																																																																					
当期純損失	5,449	7,554	純資産合計																																																																																																																							
当期変動額合計	△5,449	△7,554	当期末残高	△7,756	△15,311	当期首残高	8,694	11,444	利益剰余金合計			当期変動額			当期首残高	△2,307	△7,756	新株の発行	8,200	6,800	当期変動額			当期純損失	5,449	7,554	当期純損失	5,449	7,554	株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1	0	当期変動額合計	△5,449	△7,554	当期変動額合計	2,749	△753	当期末残高	△7,756	△15,311	当期末残高	11,444	10,690																																																																														
当期末残高	△7,756	△15,311	当期首残高	8,694	11,444																																																																																																																					
利益剰余金合計			当期変動額																																																																																																																							
当期首残高	△2,307	△7,756	新株の発行	8,200	6,800																																																																																																																					
当期変動額			当期純損失	5,449	7,554																																																																																																																					
当期純損失	5,449	7,554	株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1	0																																																																																																																					
当期変動額合計	△5,449	△7,554	当期変動額合計	2,749	△753																																																																																																																					
当期末残高	△7,756	△15,311	当期末残高	11,444	10,690																																																																																																																					

右表へ続く▶

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位:千株)

種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	668	2,052	-	2,720

当事業年度中の増加株式数2,052千株は、親会社SBIホールディングス株式会社に対する第三者割当増資によるものであります。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

V 直近の2事業年度における財産の状況

2 リスク管理債権

1. 破綻先債権	該当 없습니다。
2. 延滞債権	該当 없습니다。
3. 3カ月以上延滞債権	該当 없습니다。
4. 貸付条件緩和債権	該当 없습니다。

3 債務者区分に基づいて区分された債権

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	該当 없습니다。
2. 危険債権	該当 없습니다。
3. 要管理債権	該当 없습니다。
4. 正常債権	該当 없습니다。

4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

区分	平成23年度	平成24年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	3,282	4,299
資本金又は基金等	2,690	3,686
価格変動準備金	0	0
危険準備金	—	—
異常危険準備金	590	610
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	0	1
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額 [$\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}}+R_5+R_6$]	1,130	2,509
一般保険リスク(R_1)	965	2,159
第三分野保険の保険リスク(R_2)	—	—
予定利率リスク(R_3)	—	0
資産運用リスク(R_4)	148	208
経営管理リスク(R_5)	36	78
巨大災害リスク(R_6)	116	260
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100	580.5%	342.5%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

【通常の予測を超える危険】

保険引受け上の危険(①)、予定利率上の危険(②)、資産運用上の危険(③)、経営管理上の危険(④)、巨大災害に係る危険(⑤)の総額

① 保険引受け上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク):

　保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

② 予定利率上の危険(予定利率リスク):

　積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

③ 資産運用上の危険(資産運用リスク):

　保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④ 経営管理上の危険(経営管理リスク):

　業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの

⑤ 大災害に係る危険(大災害リスク):

　通常の予測を超える大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

【損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力】

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5 時価情報等

1. 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

<平成24年度>

(単位:百万円)

区分	年 度	平成24年度末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,000	999	△0
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	1,000	999	△0
合計		1,000	999	△0

V 直近の2事業年度における財産の状況

<平成23年度>

(単位:百万円)

区分	年 度	平成23年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	公社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	公社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

③ その他有価証券で時価のあるもの

<平成24年度>

(単位:百万円)

区分	年 度	平成24年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債	600	602	2
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	小計	600	602	2
	公社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
合計	その他	42	42	—
	小計	42	42	—
合計		642	644	2

(注) 非上場株式から構成されている組合出資金(貸借対照表計上額42百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

<平成23年度>

(単位:百万円)

区分	年 度	平成23年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債	50	50	0
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	小計	50	50	0
	公社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
合計	その他	19	19	—
	小計	19	19	—
合計		69	70	0

(注) 非上場株式から構成されている組合出資金(貸借対照表計上額19百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もことができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

④ 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

該当ありません。

2. 金銭の信託

該当ありません。

3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

該当ありません。

4. 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引

該当ありません。

5. 先物外国為替取引

該当ありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引 ((7) に掲げるものを除く。)

該当ありません。

**7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、
外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引**

該当ありません。

6 監査法人による監査の状況

弊社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について弊社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

7 当社及びその子会社等の概況

該当ありません。

財務諸表の適正性・内部監査の有効性に関する確認書

確 認 書

平成25年5月29日

SBI 損害保険株式会社

代表取締役社長

城戸 博雅

私は、当社の平成24年度の財務諸表に記載された事項が適正であり、当該財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを以下のとおり確認しております。

記

当社は、財務諸表の作成に当たり、体制の構築と、有効に機能する環境を整備しており、以下のとおり適正に機能していることを確認いたしました。

- ① 財務諸表の作成に当たって、業務分担と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切に業務を遂行する体制が整備されていること。
- ② 内部監査部門により、各所管部署における業務を遂行する体制の適切性・有効性が検証され、重要な事項については、経営者へ報告される体制が整備されていること。
- ③ 会計監査人の監査を受け、監査対象となる会計部分の記載内容に関し重要な指摘事項がないこと。
- ④ 当社の重要な情報が、取締役会等へ適切に付議・報告されていること。

以上

損害保険用語の解説

主な損害保険用語の解説(五十音順)

あ行

【異常危険準備金】

異常災害による損害のてん補に充てるために保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

【逸失利益】

事故などにより被保険者が死亡または後遺障害により働けなくなった結果、その事故がなければ得られたであろう経済的利益のことです。

【受再】

ほかの保険会社からの「再保険」を引き受けることをいいます。

か行

【価格変動準備金】

保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

【危険準備金】

保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて保険会社が積み立てる準備金をいいます。

【記名被保険者】

自動車保険において、ご契約のお車を主に運転する方で、契約時に記名被保険者として指定された方を指します。

【契約者配当金】

積立保険において積立部分の実際の運用利回りが予定利率を超えた場合、満期時に契約者に支払われる金額です。なお、弊社において積立保険は取扱がありません。

【契約者配当準備金】

積立保険の契約者配当金を満期時に支払うために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。なお、弊社において積立保険は取扱がありません。

【後遺障害】

身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

【交通事故証明書】

警察に事故の届けをしている場合に自動車安全運転センターに申請すると交付される書類で、事故の日時・場所、事故の当事者の氏名や車両、事故類型が記載されています。

さ行

【再保険】

保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分をほかの保険会社に転嫁することをいいます。

【再保険プール】

保険責任の分散・平準化を効率的に図るために共同で行なう再保険のことをいいます。

プールに参加した保険会社は、保険契約をプールへ出再し、かつ、所定の配分割合分を受再していることとなります。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称しています。

損害保険用語の解説

【指定紛争解決機関】

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関をいいます。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定をうけることができます。そんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター)は、保険業法に基づく指定紛争解決機関であり、一般社団法人日本損害保険教内に設置された、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争に対応するための専門組織です。

【自賠責保険】

自動車損害賠償保障法によって自動車を使用する際に加入が義務づけられている保険で、人身事故における被害者救済を目的とした強制保険です。なお、正式名称は自動車損害賠償責任保険です。

【支払準備金】

既に発生した保険事故について、その保険金の支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

【出再】

ほかの保険会社に「再保険」を引き受けてもらうことをいいます。

【自由診療】

公的医療保険制度の対象となるかどうかに関わらず、公的医療保険制度を利用しないで自費負担で受ける診療をいいます。

【セカンドオピニオン】

患者にとって最善と考えられる診療を患者と主治医で判断するために主治医以外の医師の意見を聞くことです。

【責任準備金】

将来生じうる保険金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金のことをいいます。

【先進医療】

厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養(厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると承認を受けた医療機関で行われる療養に限られます。)のことをいいます。公的医療保険制度の保険給付の対象とすべきものかどうかの評価を行う対象となります。先進医療は公的保険診療と併用することができますが、先進医療にかかる部分は全額自己負担となります。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算出団体です。自動車保険、火災保険および傷害保険等の参考純率ならびに自賠責保険および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

た行

【第三分野保険】

第一分野(生命保険)、第二分野(損害保険)のいずれにも属さない医療保険や介護保険などを指します。

【大数の法則】

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【同居の子供の年齢条件に関する特約】

弊社の自動車保険における特約で、年齢条件とは別に同居の子供の年齢条件を低く定めることができる特約です。

【特約再保険】

あらかじめ出再する条件を定めておき、その条件を満たす保険契約をすべて出再する形態の再保険のことを行います。

な行

【ノンフリート等級】

保険の対象となる自動車の所有台数が9台以下の保険契約に対して適用される割増・割引率の等級（1～20等級）のことをいいます。

は 行

【払戻積立金】

積立保険および満期時に一定の条件で保険料を返還する保険において満期返れい金または保険料の払い戻し等に備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。なお、弊社においてこれに該当する保険は取扱がありません。

【普通責任準備金】

一般の保険において決算時から保険終期までの期間の保険金支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

【保険期間】

補償の対象となる期間のことをいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときに生じた損害または傷害については一般的には保険金をお支払いしません。

【保険業法】

保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、生活の安定および経済の健全な発展に資することを目的とする法律です。

【保険金】

保険事故による損害または傷害に対して保険会社が被保険者等に支払うお金のことをいいます。

【保険金額】

契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

【保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者などを保護し、保険業に対する信頼性を維持することを目的として、保険業法に基づき設立された法人です。ここには、日本国内で損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者などが補償の対象となります。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払責任を果たすために、保険会社が積み立てる準備金のことをいい、支払備金、責任準備金があります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険会社に支払うお金のことをいいます。

【保険料積立金】

保険期間が長期の第三分野保険および積立保険において将来の保険金等の支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

ま 行

【元受契約】

保険会社が保険契約者から直接受けた保険契約のことをいいます。

【元受保険料】

元受契約によって領収する保険料のことをいいます。出再する前の保険料であることを明示する場合に用いる用語です。



SBI損害保険 株式会社

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18F 〒106-6018

TEL 03-6229-0060 (代表)

www.sbisponpo.co.jp